

# 平成26年度沖縄県人事行政の運営等の状況

平成27年9月

沖 縄 県

# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| 第 1 趣旨                      | 1  |
| 第 2 人事行政の運営の状況              |    |
| 1 職員の任免及び職員数に関する状況          |    |
| (1) 職員の採用の状況                | 2  |
| (2) 再任用職員の採用の状況             | 2  |
| (3) 退職の状況                   | 3  |
| (4) 職員数の状況                  | 3  |
| ア 職員数の状況                    | 3  |
| イ 年齢別職員構成の状況                | 4  |
| ウ 職員数の推移                    | 4  |
| 2 職員の給与の状況                  |    |
| (1) 総括                      |    |
| ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）         | 4  |
| イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）       | 4  |
| ウ ラスパイレス指数の状況               | 5  |
| エ 給与改定の状況                   | 5  |
| オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について      | 5  |
| (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況       |    |
| ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 | 6  |
| イ 職員の初任給の状況                 | 8  |
| ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況     | 8  |
| (3) 一般行政職の級別職員数等の状況         |    |
| ア 一般行政職の級別職員数の状況            | 9  |
| イ 昇給への勤務成績の反映状況             | 10 |
| (4) 職員の手当の状況                |    |
| ア 期末手当・勤勉手当                 | 10 |
| イ 退職手当                      | 11 |
| ウ 地域手当                      | 11 |
| エ 特殊勤務手当                    | 11 |
| オ 時間外勤務手当                   | 20 |
| カ その他の手当                    | 20 |
| (5) 特別職の報酬等の状況              | 23 |
| (6) 公営企業職員の状況               |    |
| ア 水道事業                      | 23 |
| イ 工業用水道事業                   | 27 |
| ウ 病院事業                      | 31 |
| 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況        |    |
| (1) 勤務時間の状況                 | 35 |
| (2) 年次休暇の状況                 | 36 |
| (3) 特別休暇等の状況                | 36 |
| 4 休業の状況                     |    |
| (1) 育児休業取得者                 | 38 |
| (2) 自己啓発等休業                 |    |
| ア 取得者数                      | 38 |
| イ 取得状況                      | 38 |
| (2)その他の休業                   | 38 |
| 5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況          |    |
| (1) 分限処分の状況                 | 39 |
| (2) 懲戒処分の状況                 | 39 |

|    |                              |    |
|----|------------------------------|----|
| 6  | 職員のサービスの状況                   |    |
|    | 営利企業等の従事許可の状況                | 40 |
| 7  | 職員の研修及び勤務成績の評定の状況            |    |
|    | (1) 研修の状況                    | 40 |
|    | (2) 勤務成績の評定の状況               | 43 |
| 8  | 職員の福祉及び利益の保護の状況              |    |
|    | (1) 厚生制度の状況                  | 43 |
|    | (2) 公務災害補償の状況                | 44 |
| 第3 | 人事委員会の業務の状況                  |    |
| 1  | 職員の競争試験及び選考の状況               |    |
|    | (1) 採用試験の実施状況                | 45 |
|    | ア 上級試験                       | 45 |
|    | イ 中級試験                       | 45 |
|    | ウ 初級試験                       | 46 |
|    | エ 警察官試験                      | 46 |
|    | オ 身体障害者を対象とした採用選考試験          | 46 |
|    | カ 採用試験の実施日程                  | 46 |
|    | (2) 採用選考の状況                  | 47 |
|    | (3) 昇任試験の実施状況                | 48 |
|    | (4) 昇任選考の状況                  | 48 |
| 2  | 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 | 49 |
| 3  | 勤務条件に関する措置の要求の状況             | 55 |
| 4  | 不利益処分に関する不服申立ての状況            | 55 |

# 平成26年度沖縄県人事行政の運営等の状況

## 第1 趣旨

任命権者が報告した平成26年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成26年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

### 地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

**第58条の2** 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

### 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表）

**第6条** 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

## 第2 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

#### 職員の採用の状況（平成26年度）

（単位：人）

| 区 分   | 試 験 の 種 類 |      |      | 選 考 | 合 計 |
|-------|-----------|------|------|-----|-----|
|       | 上級試験      | 中級試験 | 初級試験 |     |     |
| 一般行政職 | 112       | 40   | 14   | 11  | 177 |
| 事務職   | 57        | 40   | 13   | 3   | 113 |
| 技術職   | 55        | 0    | 1    | 8   | 64  |
| 警 察 職 | 62        | 0    | 22   | 0   | 84  |
| 教 育 職 | 0         | 0    | 0    | 435 | 435 |
| 企 業 職 | 4         | 0    | 1    | 193 | 198 |
| 現 業 職 | 0         | 0    | 0    | 3   | 3   |

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2から5までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

#### (2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

#### 再任用職員の採用の状況（平成26年度）

（単位：人）

| 区 分   | 常時勤務 | 短時間勤務 | 合 計 |
|-------|------|-------|-----|
| 一般行政職 | 41   | 192   | 233 |
| 事務職   | 16   | 98    | 114 |
| 技術職   | 25   | 94    | 119 |
| 警 察 職 | 0    | 13    | 13  |
| 教 育 職 | 70   | 0     | 70  |
| 企 業 職 | 6    | 49    | 55  |
| 現 業 職 | 8    | 5     | 13  |

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成26年度）

（単位：人）

| 区 分   | 定年退職 | 早期退職 | そ の 他      |            |            |     |            |            | 合 計 |
|-------|------|------|------------|------------|------------|-----|------------|------------|-----|
|       |      |      | 普 通<br>退 職 | 分 限<br>免 職 | 懲 戒<br>免 職 | 失 職 | 死 亡<br>退 職 | 任 期<br>満 了 |     |
| 一般行政職 | 134  | 24   | 19         | 0          | 1          | 0   | 4          | 0          | 182 |
| 警 察 職 | 50   | 8    | 12         | 0          | 0          | 0   | 3          | 0          | 73  |
| 教 育 職 | 232  | 80   | 31         | 0          | 0          | 0   | 8          | 0          | 351 |
| 企 業 職 | 44   | 0    | 130        | 0          | 0          | 0   | 4          | 0          | 178 |
| 現 業 職 | 17   | 4    | 1          | 0          | 0          | 0   | 0          | 0          | 22  |

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- 2 勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失 職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

ア 職員数の状況

（各年4月1日現在 単位：人）

| 区 分                  | 職 員 数            | 対前年増減数           |                  |                 | 平成26年度分の主な増減理由 |              |                          |   |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|----------------|--------------|--------------------------|---|
|                      |                  | 平 成<br>24年度      | 平 成<br>25年度      | 平 成<br>26年度     |                |              |                          |   |
| 一 般 行 政 部 門          | 議会               | 40               | 40               | 40              | 1              | 0            | 0                        | 業務の統廃合縮小<br>欠員不補充<br>観光及び商業一般部門の<br>業務増 |
|                      | 総務企画             | 742              | 747              | 738             | △ 9            | 5            | △ 9                      |   |
|                      | 税務               | 171              | 177              | 171             | △ 6            | 6            | △ 6                      |   |
|                      | 民生               | 384              | 398              | 396             | 14             | 14           | △ 2                      |   |
|                      | 衛生               | 552              | 529              | 528             | △31            | △23          | △ 1                      |   |
|                      | 労働               | 108              | 102              | 103             | △ 5            | △ 6          | 1                        |   |
|                      | 農林水産             | 928              | 925              | 918             | △25            | △ 3          | △ 7                      |   |
|                      | 商工               | 218              | 227              | 239             | 11             | 9            | 12                       |   |
|                      | 土木               | 718              | 710              | 698             | △ 8            | △ 8          | △12                      |   |
|                      | 小 計              | 3,861<br>( 147)  | 3,855<br>( 166)  | 3,831<br>( 173) | △58<br>( △ 1)  | △ 6<br>( 19) | △24<br>( 7)              |   |
| 特 別 行 政 部 門          | 教育               | 13,457           | 13,569           | 13,691          | 146            | 112          | 122                      | 一括交付金事業に係る業務増、法令基準の充足                   |
|                      | 警察               | 2,878            | 2,889            | 2,895           | 5              | 11           | 6                        |   |
| 小 計                  | 16,335<br>( 26)  | 16,458<br>( 34)  | 16,586<br>( 34)  | 151<br>( 11)    | 123<br>( 8)    | 128<br>( 0)  |                          |   |
| 普通会計計                | 20,196<br>( 173) | 20,313<br>( 200) | 20,417<br>( 207) | 93<br>( 10)     | 117<br>( 27)   | 104<br>( 7)  | (参考：人口10万人当たりの職員数1,444人) |   |
| 公 会 計 部 門<br>公 営 企 業 | 病院               | 2,463            | 2,509            | 2,558           | 75             | 46           | 49                       | 経営改善、緊急医療体制強化<br>事務の民間等委託               |
|                      | 水道               | 249              | 246              | 239             | △ 7            | △ 3          | △ 7                      |   |
|                      | 下水道              | 71               | 75               | 75              | △ 1            | 4            | 0                        |   |
|                      | その他              | 10               | 11               | 12              | △15            | 1            | 1                        |   |

|    |    |                             |                             |                             |                     |                     |                     |                          |
|----|----|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------|
| 等  | 小計 | 2,793<br>(36)               | 2,841<br>(53)               | 2,884<br>(53)               | 52<br>(7)           | 48<br>(17)          | 43<br>(0)           |                          |
| 合計 |    | 22,989<br>(209)<br>(26,174) | 23,154<br>(253)<br>(26,195) | 23,301<br>(260)<br>(26,427) | 145<br>(17)<br>(45) | 165<br>(44)<br>(21) | 147<br>(7)<br>(232) | (参考：人口10万人当たりの職員数1,648人) |

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員  
(2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員  
(3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員  
(4) 合計欄の最下段、括弧内の数値は条例定数の数値である。

#### イ 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)

|     | 21歳<br>未満 | 21歳<br>～<br>25歳 | 26歳<br>～<br>30歳 | 31歳<br>～<br>35歳 | 36歳<br>～<br>40歳 | 41歳<br>～<br>45歳 | 46歳<br>～<br>50歳 | 51歳<br>～<br>55歳 | 56歳<br>～<br>60歳 | 61歳<br>～<br>以上 | 計           |
|-----|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-------------|
| 職員数 | 人<br>36   | 人<br>917        | 人<br>2,429      | 人<br>3,287      | 人<br>4,449      | 人<br>4,222      | 人<br>3,131      | 人<br>2,672      | 人<br>2,039      | 人<br>119       | 人<br>23,301 |

#### ウ 職員数の推移

| 年度  | 平成21年       | 平成22年       | 平成23年       | 平成24年       | 平成25年       | 平成26年       | 過去5年間の<br>増減数(率) |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 職員数 | 人<br>22,950 | 人<br>22,792 | 人<br>22,844 | 人<br>22,989 | 人<br>23,154 | 人<br>23,301 | 人<br>509(2.2%)   |

備考 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 組織再編等のあった部門にあつては、再編等の前の年については再編前の部門における合計職員数

## 2 職員の給与の状況

### (1) 総括

#### ア 人件費の状況(普通会計決算見込み)

| 区分     | 住民基本台帳人口<br>(平成27年1月1日) | 歳出額<br>A          | 実質収支            | 人件費<br>B          | 人件費率<br>B÷A | (参考)平成24<br>年度の人件費率 |
|--------|-------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------|---------------------|
| 平成26年度 | 人<br>1,454,023          | 千円<br>722,120,400 | 千円<br>3,465,183 | 千円<br>188,316,076 | %<br>26.1   | %<br>26.2           |

#### イ 職員給与費の状況(普通会計決算見込み)

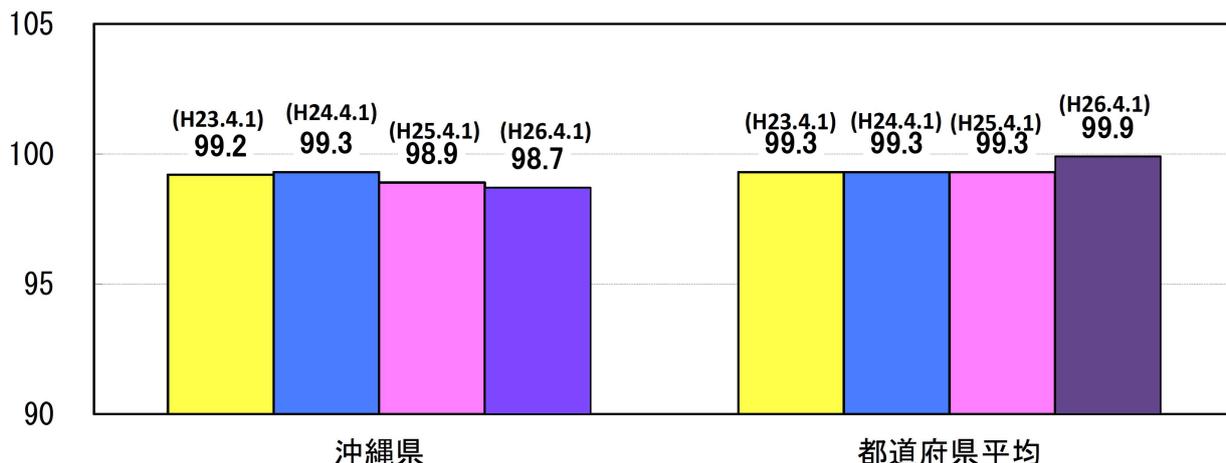
| 区分     | 職員数<br>A    | 給 与 費            |                  |                  |                   | (参考)一人<br>当たり給与<br>費<br>B÷A | (参考)都道<br>府県平均一人<br>当たりの給与<br>費 |
|--------|-------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|-----------------------------|---------------------------------|
|        |             | 給 料              | 職員手当             | 期末・勤勉<br>手当      | 計 B               |                             |                                 |
| 平成26年度 | 人<br>20,416 | 千円<br>91,928,123 | 千円<br>16,839,147 | 千円<br>32,380,684 | 千円<br>141,147,954 | 千円<br>6,914                 | 千円<br>6,875                     |

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成26年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- 備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

エ 給与改定の状況

(7) 月例給

| 区分     | 人事委員会の勧告     |              |                 |             | 給与改定率     | (参考)<br>国の改定率 |
|--------|--------------|--------------|-----------------|-------------|-----------|---------------|
|        | 民間給与<br>A    | 公務員給与<br>B   | 較差<br>A-B       | 勧告<br>(改定率) |           |               |
| 平成26年度 | 円<br>345,104 | 円<br>344,274 | 830円<br>(0.24%) | %<br>0.34   | %<br>0.34 | %<br>0.27     |

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給（期末・勤勉手当）

| 区分     | 人事委員会の勧告         |                   |           |              | 年間支給月数   | (参考)<br>国の年間<br>支給月数 |
|--------|------------------|-------------------|-----------|--------------|----------|----------------------|
|        | 民間の支給<br>割合<br>A | 公務員の支<br>給月数<br>B | 較差<br>A-B | 勧告<br>(改定月数) |          |                      |
| 平成26年度 | 月<br>4.09        | 月<br>3.95         | 月<br>0.14 | 月<br>0.15    | 月<br>4.1 | 月<br>4.1             |

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しの内容等を踏まえ、給料表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等を実施。

(7) 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 行政職の給料表について、平均2%引下げ。初任給等は引下げなし。50歳代後半層が多い号給は最大4%程度引下げ。  
 他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて、医療職給料表(1)以外の給料表において見直しを実施。  
 新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置を実施。

(イ) 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定。  
 (実施時期) 平成27年4月1日から実施。国と同様に段階的に支給率を引き上げることとし、平成27年度は愛知県名古屋市を1%引上げ。なお、県内において支給対象地域はなし。

(ウ) その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。  
 (実施時期) 平成27年4月1日

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

(7) 一般行政職

| 区分     | 平均年齢  | 平均給料月額   | 平均給与月額   | 平均給与月額<br>(国比較ベース) |
|--------|-------|----------|----------|--------------------|
| 沖縄県    | 41.0歳 | 312,162円 | 367,262円 | 341,300円           |
| 国      | 43.5歳 | 335,000円 | —        | 408,472円           |
| 都道府県平均 | 43.4歳 | 335,401円 | 421,368円 | 375,393円           |

(イ) 技能労務職

| 区分                    | 公務員   |      |          |          |                 | 民間          |       |          | 参考<br>A÷B |
|-----------------------|-------|------|----------|----------|-----------------|-------------|-------|----------|-----------|
|                       | 平均年齢  | 職員数  | 平均給料月額   | 平均給与月額 A | 平均給与月額 (国比較ベース) | 対応する民間の類似職  | 平均年齢  | 平均給与月額 B |           |
| 沖縄県                   | 52.0歳 | 291人 | 348,160円 | 395,296円 | 377,075円        | —           | —     | —        | —         |
| うち運転士                 | 50.9歳 | 63人  | 346,324円 | 400,607円 | 378,206円        | 自家用乗用自動車運転者 | 51.0歳 | 200,000円 | 2.00      |
| うち用務員                 | 54.4歳 | 86人  | 350,699円 | 379,039円 | 373,141円        | 用務員         | 54.3歳 | 199,300円 | 1.90      |
| うち農業技術補佐員<br>・農林水産技能員 | 49.3歳 | 70人  | 347,513円 | 424,539円 | 392,049円        | —           | —歳    | —円       | —         |
| うち介助員                 | 53.8歳 | 25人  | 364,400円 | 386,169円 | 380,400円        | —           | —歳    | —円       | —         |
| うち電話交換士               | 51.4歳 | 11人  | 374,800円 | 370,946円 | 350,300円        | —           | —歳    | —円       | —         |
| うち印刷技士                | 51.6歳 | 3人   | 356,503円 | 384,531円 | 378,003円        | —           | —歳    | —円       | —         |
| うち土木整備員               | 49.0歳 | 8人   | 342,825円 | 415,169円 | 405,438円        | —           | —歳    | —円       | —         |

|           |       |        |          |          |          |     |       |          |      |
|-----------|-------|--------|----------|----------|----------|-----|-------|----------|------|
| うち守衛      | 52.5歳 | 3人     | 348,600円 | 424,757円 | 365,933円 | 守衛  | 50.2歳 | 141,300円 | 3.01 |
| うち調理員・調理士 | 53.8歳 | 22人    | 328,023円 | 361,999円 | 342,264円 | 調理士 | 45.0歳 | 183,000円 | 1.98 |
| 国         | 50.1歳 | 3,119人 | 287,992円 | —        | 326,611円 | —   | —     | —        | —    |
| 都道府県平均    | 51.2歳 | 282人   | 331,881円 | 387,064円 | 364,062円 | —   | —     | —        | —    |

| 区 分                   | 参 考           |         |       |
|-----------------------|---------------|---------|-------|
|                       | 年収ベース（試算値）の比較 |         |       |
|                       | 公務員<br>C      | 民間<br>D | C ÷ D |
| 沖縄県                   | —             | —       | —     |
| うち運転士                 | 6,259千円       | 2,541千円 | 2.46  |
| うち用務員                 | 6,015千円       | 2,747千円 | 2.19  |
| うち農業技術補佐員<br>・農林水産技能員 | 6,569千円       | —千円     | —     |
| うち介助員                 | 6,188千円       | —千円     | —     |
| うち電話交換士               | 5,894千円       | —千円     | —     |
| うち印刷技士                | 6,254千円       | —千円     | —     |
| うち土木整備員               | 6,274千円       | —千円     | —     |
| うち守衛                  | 6,545千円       | 1,719千円 | 3.81  |
| うち調理員・調理士             | 5,566千円       | 2,351千円 | 2.37  |

- 備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成23年から25年までの3か年平均）。
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- 3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

| 区 分    | 平均年齢   | 平均給料月額    | 平均給与月額    |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 沖縄県    | 42.3 歳 | 367,617 円 | 415,267 円 |
| 都道府県平均 | 44.8 歳 | 383,450 円 | 443,343 円 |

(イ) 小・中学校（幼稚園）教育職

| 区 分    | 平均年齢   | 平均給料月額    | 平均給与月額    |
|--------|--------|-----------|-----------|
| 沖縄県    | 43.3 歳 | 365,211 円 | 410,137 円 |
| 都道府県平均 | 43.5 歳 | 368,928 円 | 422,542 円 |

(オ) 警察職

| 区 分    | 平均年齢   | 平均給料月額    | 平均給与月額    | 平均給与月額<br>(国比較ベース) |
|--------|--------|-----------|-----------|--------------------|
| 沖縄県    | 39.5 歳 | 323,592 円 | 428,360 円 | 355,022 円          |
| 国      | 41.3 歳 | 316,666 円 | —         | 367,707 円          |
| 都道府県平均 | 38.8 歳 | 321,974 円 | 463,360 円 | 366,254 円          |

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

| 区 分           |     | 沖縄県       | 国         |
|---------------|-----|-----------|-----------|
| 一 般 行 政 職     | 大学卒 | 172,200 円 | 172,200 円 |
|               | 高校卒 | 140,100 円 | 140,100 円 |
| 技 能 労 務 職     | 高校卒 | 137,200 円 | —         |
|               | 中学卒 | 129,200 円 | —         |
| 高 等 学 校 教 育 職 | 大学卒 | 192,800 円 | —         |
|               | 高校卒 | 148,800 円 | —         |
| 小・中学校教育職      | 大学卒 | 192,800 円 | —         |
|               | 高校卒 | 148,800 円 | —         |
| 警 察 職         | 大学卒 | 197,200 円 | 200,000 円 |
|               | 高校卒 | 161,500 円 | 161,500 円 |

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成26年4月1日現在）

| 区 分           |     | 経験年数10年  | 経験年数20年  | 経験年数25年  | 経験年数30年  |
|---------------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 一 般 行 政 職     | 大学卒 | 253,991円 | 370,583円 | 392,533円 | 413,438円 |
|               | 高校卒 | 207,175円 | 300,142円 | 342,616円 | 362,982円 |
| 技 能 労 務 職     | 高校卒 | — 円      | 288,300円 | 328,525円 | 350,167円 |
|               | 中学卒 | — 円      | 306,550円 | 335,056円 | 352,233円 |
| 高 等 学 校 教 育 職 | 大学卒 | 296,884円 | 400,809円 | 427,229円 | 438,898円 |
|               | 高校卒 | — 円      | — 円      | — 円      | 436,926円 |
| 小・中学校教育職      | 大学卒 | 297,947円 | 393,412円 | 415,259円 | 426,602円 |
|               | 高校卒 | — 円      | — 円      | — 円      | — 円      |

|       |     |          |          |          |          |
|-------|-----|----------|----------|----------|----------|
| 警 察 職 | 大学卒 | 285,360円 | 385,352円 | 408,781円 | 423,348円 |
|       | 高校卒 | 246,610円 | 342,054円 | 382,500円 | 408,908円 |

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

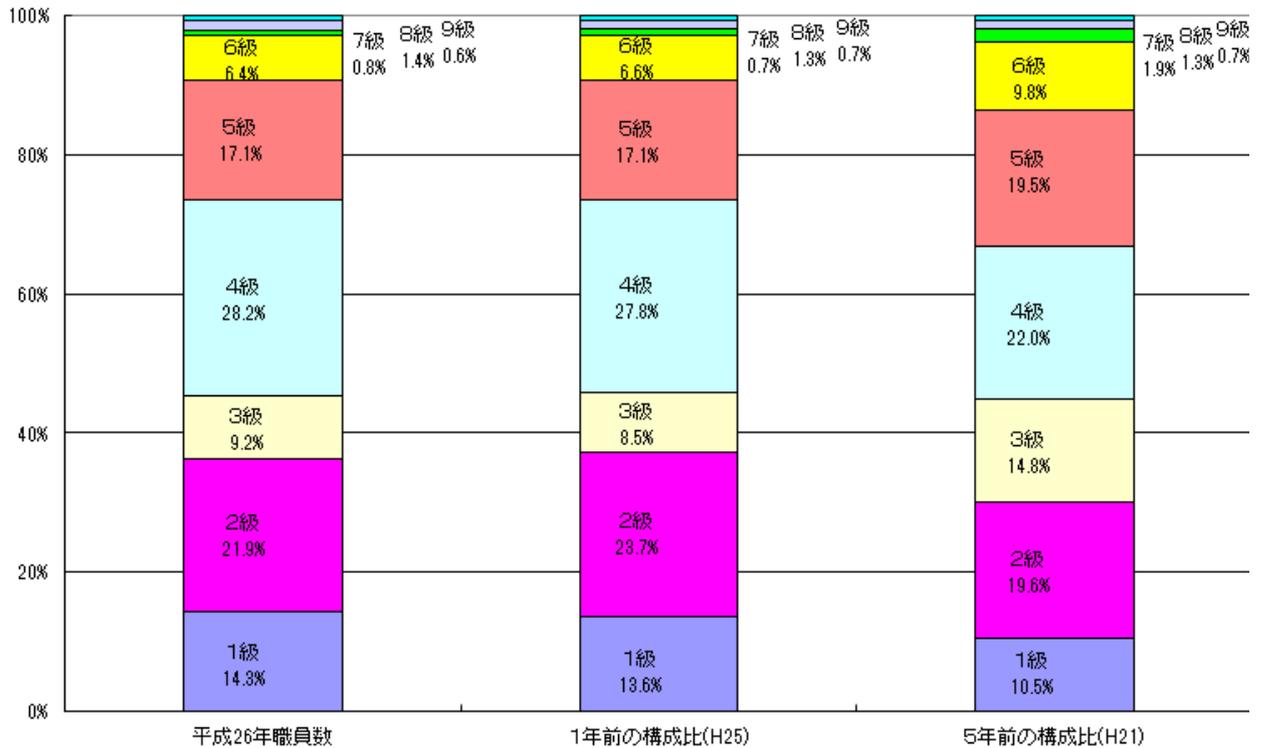
(7) 級別職員の数等

| 区 分 | 標準的な職務内容                                    | 職員数    | 構成比   | 1号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|-----|---|--------|-------|----------|-----------|
| 1級  | 主事又は技師の職務                                   | 638人   | 14.3% | 135,600円 | 243,700円  |
| 2級  | 1 副主査の職務<br>2 主任の職務                         | 980人   | 21.9% | 185,800円 | 307,800円  |
| 3級  | 1 主査又は主任技師の職務<br>2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務    | 411人   | 9.2%  | 222,900円 | 354,700円  |
| 4級  | 1 班長又は主幹の職務<br>2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務 | 1,263人 | 28.2% | 261,900円 | 388,300円  |
| 5級  | 困難な業務を行う班長又は主幹の職務                           | 766人   | 17.1% | 289,200円 | 400,600円  |
| 6級  | 課長又は副参事の職務                                  | 284人   | 6.4%  | 320,600円 | 422,600円  |
| 7級  | 1 困難な業務を行う課長の職務<br>2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務  | 37人    | 0.8%  | 366,200円 | 456,200円  |
| 8級  | 統括監又は参事の職務                                  | 63人    | 1.4%  | 413,000円 | 478,200円  |
| 9級  | 公室長、本庁の部長又は参事監の職務                           | 29人    | 0.6%  | 464,600円 | 537,700円  |

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

(イ) 級別職員の構成比



イ 昇給への勤務成績の反映状況

(ア) 課長級以上の特定職員 人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好（標準）」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

(イ) 特定職員以外の職員 人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ「特に良好」「良好（標準）」「良好であると認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 沖縄県  | 国  |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額（平成26年度）<br>1,482千円                                      | —  |
| （平成26年度支給割合）<br>期末手当 2.60月分<br>(1.45)月分<br>勤勉手当 1.50月分<br>(0.70)月分 | （平成26年度支給割合）<br>期末手当 2.60月分<br>(1.45)月分<br>勤勉手当 1.50月分<br>(0.70)月分     |
| （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%から20%まで<br>管理職加算 10%    | （加算措置の状況）<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%から20%まで<br>管理職加算 10%から25%まで |

備考 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

- 1 課長級以上の特定職員 人事評価の結果に基づき、「極めて良好」「特に良好」「良好（標準）」「やや良好でない」「良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。
- 2 特定職員以外の職員 一律支給

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

| 沖縄県   |            |              | 国   |         |          |
|---|------------|--------------|---|---------|----------|
| (支給率)                                       | 自己都合       | 勸奨・定年        | (支給率)                                       | 自己都合    | 応募認定・定年  |
| 勤続20年                                       | 20.73875月分 | 25.9234375月分 | 勤続20年                                       | 21.62月分 | 27.025月分 |
| 勤続25年                                       | 29.56375月分 | 35.079375月分  | 勤続25年                                       | 30.82月分 | 36.57月分  |
| 勤続35年                                       | 41.91875月分 | 50.3025月分    | 勤続35年                                       | 43.70月分 | 52.44月分  |
| 最高限度額                                       | 50.3025月分  | 50.3025月分    | 最高限度額                                       | 52.44月分 | 52.44月分  |
| その他の加算措置 定年前早期退職特例措置<br>(2%から20%までの割合の額を加算) |            |              | その他の加算措置 定年前早期退職特例措置<br>(2%から20%までの割合の額を加算) |         |          |
| (退職時特別昇給 無)                                 |            |              | (退職時特別昇給 無)                                 |         |          |
| 1人当たり平均支給額                                  |            |              | 1人当たり平均支給額                                  |         |          |
| 6,263千円                                     |            | 21,842千円     | — 円   |         | — 千円     |

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績（平成26年度決算見込み）             |         |         | 58,089千円       |
|-------------------------------|---------|---------|----------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み）  |         |         | 730,932円       |
| 支給対象地域                        | 支給率     | 支給対象職員数 | 国の制度（支給率）      |
| 北海道札幌市                        | 3%      | 1人      | 3%             |
| 東京都特別区                        | 18%     | 42人     | 18%            |
| 大阪市                           | 15%     | 5人      | 15%            |
| 名古屋市                          | 12%     | 1人      | 12%            |
| 仙台市                           | 4.5%    | 3人      | 15%            |
| 医師・歯科医師                       | 15%     | 22人     | 15%            |
| 県内市町村                         | 20,242人 | 0%      | 0%             |
| 平均支給率                         | 0.06%   | —       | 0.06%          |
| 地域手当補正後ラスパイレス指数<br>(ラスパイレス指数) |         |         | 98.7<br>(98.7) |

備考 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績（平成26年度決算見込み）            |          | 926,692千円 |
|------------------------------|----------|-----------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） |          | 86,785円   |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）    |          | 52.3%     |
| 手当の種類（手当数）                   |          | 44        |
| 手当の名称                        | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務  |
|                              |          | 支給実績      |
|                              |          | 左記職員に対する  |

|                |   |  | (平成26年度<br>決算見込み) | 支給単価  |
|----------------|---|--|-------------------|---|
| 種雄牛等取扱<br>手当   | 畜産研究センター又は<br>家畜改良センターに所<br>属する職員(現業職員<br>を含む。)   | (1) 牛及び豚の自然交配<br>、精液の採取若しくは<br>人工授精又はこれらの<br>作業の準備のために牛<br>及び豚を御する作業<br>(2) 牛の削蹄又はその作<br>業の準備のために牛を<br>御する作業                             | 110千円             | 日額230円  |
| 交通取締等手<br>当    | 特定警察官(警察官の<br>うち警部以下の階級に<br>あるものをいう。以下<br>「特定警察官」とい<br>う。)及び渉外事件通<br>訳員   | 交通の取締り、人身事故<br>の処理及び高速道路での<br>物損事故の処理作業  | 11,683千円          | (1) 日額560円(高<br>速道路における作<br>業の場合は、日額<br>840円)<br>(2) 東日本大震災に<br>対処するため、引<br>き続き5日以上従<br>事した場合は、1<br>日につき840円を<br>1の額に加算 |
| 自動車等警ら<br>作業手当 | 特定警察官   | 警ら用無線自動車による<br>警らの作業   | 10,193千円          | 日額420円  |
|                |   | 交通取締用自動二輪車に<br>よる警らの作業   |                   | 日額560円  |
| 爆発物取締作<br>業手当  | 特定警察官、商工労働<br>部産業政策課、宮古事<br>務所総務課及び八重山<br>事務所総務課に所属す<br>る職員   | 火薬類取締法(昭和25年<br>法律第149号)及び高圧ガ<br>ス保安法(昭和26年法律<br>第204号)に規定する完了<br>検査、保安検査、立入検<br>査等の作業   | 7千円               | 日額230円  |
| 海上業務手当         | 船舶に乗り組む職員   | 航海中における調査、試<br>験研究、漁業取締り、捜<br>査、警備又は救難等の業<br>務   | 1,431千円           | 日額230円<br>(警察官が特に困難<br>な作業に従事した場<br>合にあっては、690<br>円)  |
| 暴風雨時手当         | 職員(現業職員を含<br>む)   | 暴風雨時(当該職員が勤<br>務する公署における業務<br>又は事務の全部又は一部<br>が、台風の来襲等による<br>事故発生の防止のための<br>措置として停止された期<br>間に限る。)において、<br>業務に従事することを特<br>別に命じられた場合の業<br>務 | 21,621千円          | 1時間500円   |
| 社会福祉手当         | 福祉保健所に勤務し現<br>業を行う社会福祉主<br>事、児童相談所に勤務<br>し現業を行う児童福祉<br>司及び児童心理司、身<br>体障害者更生相談所に<br>勤務し現業を行う身体<br>障害者福祉司及び知的<br>障害者福祉司 | 福祉に関する業務   | 18,411千円          | 日額680円  |
|                | 児童相談所に勤務し現<br>業を行う班長、主幹並<br>びに児童福祉司及び相  | 福祉に関する業務   |                   | 日額850円  |

|            |  |  |      |   |
|------------|--|--|------|---|
|            | <p>談担当職員に対し、教育、訓練及び指導を行う児童福祉司のうち、児童虐待が発生している場合又は発生していると思われる場合における緊急連絡に基づき出動の要否等の具体的な対応を判断する業務に従事する職員</p> |  |      |   |
|            | <p>福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等</p>                           | 福祉に関する業務   |      | 日額340円  |
| 特殊現場作業手当   | <p>土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建設事務所等に勤務する職員</p>  | <p>地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業</p>  | -    | 日額230円  |
| 遺骨収集作業手当   | 職員   | 遺骨収集の作業  | -    | 日額250円  |
| 精神保健業務手当   | <p>保健医療部健康長寿課に勤務する職員</p>   | <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神科病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い</p> | 16千円 | 日額230円  |
|            | <p>保健所に勤務する運転士</p>   | 精神障害者の搬送業務   |      |   |
| 爆発物等処理作業手当 | 特定警察官  | <p>爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年法律第78号）第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業</p>   | 26千円 | 1回5,200円<br>（特殊危険物質等の製造解明実験作業の場合は1回460円）  |
| 潜水作業手当     | <p>特定警察官、水産海洋研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農林水産整備課及び沖縄水産高等学校（実習船の運航に関する業務に従</p>                  | 潜水器具を着用した潜水作業  | 70千円 | <p>(1) 潜水深度20mまで1時間310円<br/>(2) 潜水深度30mまで1時間780円<br/>(3) 潜水深度30m超1時間1,500円<br/>（劣悪な環境下の場合には1時間につき</p> |

|           |                               |  |          |  |
|-----------|-------------------------------|--|----------|--|
|           | 事する職員に限る。)に勤務する職員             |  |          | 310円を加算)   |
| 救難等作業手当   | 警察官                           | 救難又は救助等の作業   | 272千円    | 日額840円(特別の場合は、1,680円)  |
| 航空手当      | 職員                            | 航空機に搭乗して行う次に掲げる業務<br>(1) 航空機の操縦業務<br>(2) 航空機の整備業務<br>(3) 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)  | 5,590千円  | (1) 1時間5,100円<br>(2) 1時間2,200円<br>(3) 1時間1,900円  |
| 銃器犯罪捜査手当  | 警察官                           | 防弾装備を装着し、及び武器を携帯して行う次に掲げる業務<br>(1) 銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業(これに直接関連する業務を含む。)<br>(2) 銃器を所持する犯人逮捕の作業<br>(3) (1)に付随して行われる固定配置による警戒の作業<br>(4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業<br>(5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業 | -        | (1) 日額1,640円<br><br>(2) 日額1,100円<br>(3) 日額1,100円<br><br>(4) 日額 820円<br><br>(5) 日額 820円 |
| はぶ等捕獲作業手当 | 特定警察官                         | 住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業  | 527千円    | 1回800円   |
| 死体処理作業手当  | 職員                            | 死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業   | 48,587千円 | 1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額  |
| 実習船指導手当   | 実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等 | 沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務<br>(1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務(2)に掲げる業務を除く。<br>(2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろの実習における指導   | 3,886千円  | (1) 日額820円(船長、機関長等は日額1,750円)<br>(2) 日額1,640円(船長、機関長等は日額3,500円)                         |

|          |  |   |       |   |
|----------|--|---|-------|---|
|          |  | <p>の業務</p> <p>(3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務</p> <p>(4) 遠洋区域以外の区域で行う実習（沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。）</p>  |       | <p>(3) 日額410円<br/>（船長、機関長等は日額870円）</p> <p>(4) 日額230円</p>  |
|          | 沖縄水産高等学校に勤務する教育職員  | <p>沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務</p> <p>(1) 遠洋区域で実習船を停泊させない状態で行う実習における指導の業務</p> <p>(2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習（沖縄本島内における実習を除く。）</p>  |       | <p>(1) 日額2,750円</p> <p>(2) 日額1,650円</p>   |
| 浄化処理作業手当 | 下水道管理事務所（管理班、水質管理班及び浄化センター（水質管理業務に従事する者に限る。）に限る。）に勤務する職員 | <p>(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業</p> <p>(2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業</p> <p>(3) 汚泥等の採取作業</p> <p>(4) 汚泥等の化学試験及び検査作業</p>  | 433千円 | 日額450円<br>（4の作業に従事した場合、日額290円）  |
| 防疫等作業手当  | 職員   | <p>(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業</p> <p>(2) 家畜伝染病予防治法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>(3) 家畜伝染病予防治法（昭和26年法律第166号）第2条に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そに限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業</p> <p>(4) 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業</p> | 245千円 | <p>(1) 日額290円</p> <p>(2) 日額380円<br/>（牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円）</p> <p>(3) 日額290円</p> <p>(4) 日額290円</p> |
|          | (1) 保健所に所属する運転士  | (1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑い   |       | 日額290円  |

|           |   |   |          |                                |
|-----------|---|---|----------|--------------------------------|
|           | (2) 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員   | のある者の搬送業務<br>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病及び鼻そ）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 |          |                                |
| 有害薬物取扱等手当 | (1) 農林水産部森林緑地課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター、工業技術センター等に勤務する職員<br>(2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員 | (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究又は病虫害防除の作業<br>(2) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査又は毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務            | 275千円    | 日額290円                         |
|           | 農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋研究センター又は高等学校に勤務する現業職員                                     | 毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業   |          |                                |
| 用地等交渉手当   | 土木事務所（用地班、河川都市用地班等）、ダム事務所（建設班）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員   | 公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務  | 8,885千円  | 日額750円<br>（業務が午後6時以降の場合1,000円） |
|           | 土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員  | 公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務並びに当該業務のために行う調整等に関する業務  |          | 日額600円<br>（業務が午後6時以降の場合1,000円） |
| 私服捜査等手当   | 特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員   | 私服を着用して現場における犯罪の予防若しくは捜査（捜査の補助を含む）又は被疑者の逮捕の作業   | 39,902千円 | 日額560円                         |
| 看守手当      | 特定警察官   | 留置施設における被留置者の看守の作業  | 5,007千円  | 日額240円                         |
| 護送手当      | 特定警察官   | 被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業   | 2,446千円  | 日額240円                         |
| 鑑識作業手当    | 職員（警察官にあっては、特定警察官に限   | 指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利   | 3,163千円  | (1) 現場 日額560円<br>(2) 内勤 日額280円 |

|           |   |   |           |   |
|-----------|---|---|-----------|---|
|           | る。)   | 用する犯罪鑑識作業並びに理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業及び警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索、捜索救助の作業 |           |   |
| 警ら作業手当    | 特定警察官   | 交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業  | 50,296千円  | 日額340円<br>(東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を加算)            |
| 夜間特殊業務手当  | 警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等                                   | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務  | 103,578千円 | (1) 深夜の全部の勤務 1回980円<br>(2) 2時間以上の勤務 1回650円<br>(3) 2時間未満の勤務 1回410円 |
| 巡回診療手当    | 保健医療部保健医療政策課に勤務する職員   | 無医地区における巡回診療の業務   | -         | 日額1,000円  |
| 多学年学級担当手当 | 小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教頭、教諭、助教諭又は講師                  | 小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編成されている学級における授業又は指導の業務                                     | 6,067千円   | 日額 290円   |
| 面接指導手当    | 通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員(通信教育に従事することを本務とする職員を除く。)                    | 面接指導の業務   | 1,397千円   | 1時間1,500円   |
| 兼務授業手当    | 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員                          | 本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務   | -         | 授業1時間1,500円   |
|           | 定時制の課程の勤務を本務とする教育職員   | 本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務   |           |   |
| 税務手当      | 総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員                   | 県税に関する業務  | 50,319千円  | 日額500円から日額1,700円までの範囲内の額(滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算)         |
| 教員特殊業務手当  | 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手若しくは寄宿舎指導員 | 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務   | 377,333千円 | 日額6,000円から日額12,800円までの範囲内の額                                       |
|           |   | 修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの                                    |           | 日額3,400円  |
|           |   | 人事委員会が定める対外運動競技等において児童  |           | 日額3,400円  |

|             |   |  |           |                          |
|-------------|---|--|-----------|--------------------------|
|             |   | 又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例43号(以下「勤務時間条例」という)）第3条第1項に規定する週休日若しくは勤務時間条例第7条に規定する休日若しくは勤務時間条例第7条の2に規定する休日の代休日に行うもの |           |                          |
|             |   | 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの   |           | 日額2,400円                 |
|             |   | 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの  |           | 日額 900円                  |
| 農業機械等運転作業手当 | 畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所又は家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む） | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業   | 467千円     | 日額 230円                  |
| 病虫害防除指導手当   | 病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）             | 病虫害の発生予察及び防除指導の業務  | 1,030千円   | 日額870円から日額1,700円までの範囲内の額 |
| 消防訓練指導手当    | 消防学校に勤務する職員   | 訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防衛訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務  | 137千円     | 日額700円                   |
| 夜間緊急呼出手当    | 特定警察官等  | 正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務  | 356千円     | 1回につき1,240円              |
| 教育業務連絡指導手当  | 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）   | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定により定められた教育委員会規則の規定により置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務   | 118,444千円 | 日額200円                   |

|              |                        |  |          |  |
|--------------|------------------------|--|----------|--|
| 身辺警護等作業手当    | 警察官                    | 身辺警護等の作業   | 680千円    | 日額640円<br>(特別の場合は、1,150円)  |
| 定時制夜間勤務手当    | 定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員 | 定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）   | 234千円    | 日額130円   |
|              | 定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員 | 炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る）   |          | 日額130円   |
| 外国勤務手当       | 外国に駐在することを命ぜられた職員      | 外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき  | 31,962千円 | 月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）  |
| 道路上作業手当      | 土木事務所に所属する現業職員         | 交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業  | 489千円    | 日額300円   |
| 東日本大震災関連作業手当 | 職員                     | 東日本大震災に対処するため、次に掲げる区域で行う業務<br>(1) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟外）<br>(2) 東京電力(株)福島第一原子力発電所の敷地内の区域（免震重要棟内）<br>(3) 警戒区域に設定することとされた区域（屋外）<br>(4) 警戒区域に設定することとされた区域（屋内）<br>(5) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋外）<br>(6) 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（屋内） | 1,117千円  | (1) 日額20,000円<br>(2) 日額5,000円<br>(3) 日額10,000円<br>（東京電力(株)福島第一原子力発電所を中心とする半径3kmの円内の区域の場合は、10,000円を加算）<br>(4) 日額2,000円<br>(5) 日額5,000円<br>(6) 日額1,000円<br>(1)又は(5)について、作業に従事した時間が1日について4時間に満たない場合は、支給額の6割 |

オ 時間外勤務手当

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| 支給実績（平成26年度決算見込み）          | 2,896,401千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） | 380千円       |
| 支給実績（平成25年度決算）             | 2,632,984千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）    | 346千円       |

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成26年4月1日現在）

| 手当名    | 内容及び支給単価  | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容              | 支給実績（平成26年度決算見込み） | 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） |
|--------|---|----------|-------------------------|-------------------|------------------------------|
| 扶養手当   | 扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給<br>(1) 配偶者 月額13,000円<br>(2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（16歳から22歳の子については1人につき5,000円加算）                                      | 同じ       | —                       | 2,481,462千円       | 237,188円                     |
| 住居手当   | 1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給<br>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額<br>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月27,000円）<br>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 | 同じ       | —                       | 2,097,807千円       | 285,222円                     |
| 通勤手当   | 通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給<br>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算<br>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額  | 異なる      | 交通機関利用の支給限度額月額55,000円まで | 1,568,159千円       | 93,896円                      |
| 単身赴任手当 | 異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身   | 同じ       | —                       | 176,494千円         | 407,668円                     |

|              |  |     |  |             |            |
|--------------|--|-----|--|-------------|------------|
|              | で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）                            |     |  |             |            |
| 管理職手当        | 管理又は監督の地位にある職員（部長、統括監、課長、校長、教頭等）に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額   | 異なる | 俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額（46,300円から146,400円までの範囲内）を支給 | 1,046,863千円 | 667,642円   |
| 初任給調整手当      | 採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給<br>(1) 医師又は歯科医師 月額410,900円以内（35年間漸減しながら支給）<br>(2) 獣医師 月額30,000円以内（10年間漸減しながら支給）              | 異なる | 獣医師に支給なし   | 89,095千円    | 1,349,924円 |
| 特地勤務手当       | 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額   | 同じ  | —  | 740,792千円   | 610,711円   |
| 特地勤務手当に準ずる手当 | 特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額 | 同じ  | —  |             |            |
| へき地手当        | へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から8%までの割合を乗じた額                              |     |  | 1,179,025千円 | 851,282円   |
| へき地手当に準ずる手当  | へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%  |     |  |             |            |

|             | ％の割合を乗じた額   | /  | / |           |          |
|-------------|---|----|---|-----------|----------|
| 休日勤務手当      | 勤務時間条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額               | 同じ | — | 505,843千円 | 161,611円 |
| 夜間勤務手当      | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額  | 同じ | — | 235,903千円 | 114,128円 |
| 宿日直手当       | 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては、7,200円又は5,900円）                           | 同じ | — | 443,906千円 | 200,048円 |
| 管理職員特別勤務手当  | 管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給<br>(1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで<br>(2) 大学の学長 1回18,000円    | 同じ | — | 18,117千円  | 175,893円 |
| 義務教育等教員特別手当 | 公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額   |    |   | 746,299千円 | 62,804円  |
| 定時制通信教育手当   | 定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給<br>(1) 管理職員 給料月額の4%又は2%<br>(2) 管理職員以外の職員 給料月額の6%又は3%            |    |   | 39,037千円  | 235,163円 |
| 産業教育手当      | 農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数とその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6%（定時制通信教育手当を受ける者は4%） |    |   | 107,255千円 | 251,183円 |
| 農林漁業普及指導手当  | 農業、林業又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給   |    |   | 29,578千円  | 284,404円 |

|        |  |   |   |   |   |
|--------|--|---|---|---|---|
|        | (1) 管理職員<br>給料月額4%   | / | / |   |   |
|        | (2) 管理職員以外の職員<br>給料月額8%  | / | / |   |   |
| 災害派遣手当 | 災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額 | / | / | - | - |

(6) 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

| 区 分  |                     | 給 料 月 額 等   |
|------|---------------------|---|
| 給料   | 知 事<br>副 知 事        | 1,230,000円<br>970,000円                                |
| 議員報酬 | 議 長                 | 980,000円  |
|      | 副 議 長               | 840,000円  |
|      | 議 員                 | 750,000円  |
| 期末手当 | 知 事<br>副 知 事        | (平成26年度支給割合) 3.10月分                                   |
|      | 議 長<br>副 議 長<br>議 員 | (平成26年度支給割合) 3.10月分                                   |
| 退職手当 | 知 事                 | (算定方式) (1期の手当額) (支給時期)<br>123万円×在職月数×0.50 2,952万円 任期毎 |
|      | 副 知 事               | 97万円×在職月数×0.42 1,955万円 任期毎                            |

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

| 区分     | 総費用<br>A         | 純損益又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>B      | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B÷A | (参考)<br>平成25年度の総費用に占<br>める職員給与費比率 |
|--------|------------------|---------------|-----------------|---------------------------|-----------------------------------|
| 平成26年度 | 千円<br>27,638,177 | 千円<br>424,529 | 千円<br>1,873,009 | %<br>6.8                  | %<br>11.3                         |

| 区分     | 職員数<br>A | 給 与 費         |               |               |                 | 1人当たり給<br>与費<br>B÷A | (参考)<br>都道府県平均<br>1人当たりの<br>給与費 |
|--------|----------|---------------|---------------|---------------|-----------------|---------------------|---------------------------------|
|        |          | 給 料           | 職員手当          | 期末・勤勉<br>手当   | 計 B             |                     |                                 |
| 平成26年度 | 人<br>235 | 千円<br>928,232 | 千円<br>257,288 | 千円<br>374,092 | 千円<br>1,559,612 | 千円<br>6,637         | 千円<br>6,862                     |

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。  
2 表中「職員数」は、平成27年3月31日現在の人数である。

3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費220,843千円は含まない。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

| 区 分     | 平均年齢  | 基本給      | 平均月収額    |
|---------|-------|----------|----------|
| 沖 縄 県   | 42.1歳 | 344,141円 | 524,853円 |
| 団 体 平 均 | 45.0歳 | 369,422円 | 571,146円 |

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

| 沖 縄 県  | (一般行政職・団体平均等)  |
|--|--|
| 1人当たり平均支給額（平成26年度）<br>1,450千円                                      | 1人当たりの平均支給額（平成26年度）<br>1,521千円                                     |
| (平成26年度支給割合)<br>期末手当 2.60月分<br>(1.45)月分<br>勤勉手当 1.50月分<br>(0.70)月分 | (平成26年度支給割合)<br>期末手当 2.60月分<br>(1.45)月分<br>勤勉手当 1.50月分<br>(0.70)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%から20%まで<br>管理職加算 10%    | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%から20%まで<br>管理職加算 10%    |

備考 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（平成26年4月1日現在）

| 沖 縄 県   | (一般行政職・団体平均等)   |
|---|---|
| (支給率) 自己都合 勤続20年 20.73875月分<br>勤続25年 29.56375月分<br>勤続35年 41.91875月分<br>最高限度額 50.3025月分<br>その他の加算措置 (2%から20%までの割合の額を加算)<br>(退職時特別昇給 無 )<br>1人当たり平均支給額<br>- 千円 24,171千円 | (支給率) 自己都合 勤続20年 20.73875月分<br>勤続25年 29.56375月分<br>勤続35年 41.91875月分<br>最高限度額 50.3025月分<br>その他の加算措置 (2%から20%までの割合の額を加算)<br>(退職時特別昇給 無 )<br>1人当たり平均支給額<br>- 千円 - 千円 |

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績（平成26年度決算見込み）            |         |     | 1,815千円       |
|------------------------------|---------|-----|---------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） |         |     | 605,100千円     |
| 支給対象地域                       | 支給対象職員数 | 支給率 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 東京特別区                        | 2人      | 18% | 18%           |
| 大阪市                          | 1人      | 15% | 15%           |

d 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績（平成26年度決算見込み）            |                                  | 4,517千円   |                           |                            |
|------------------------------|----------------------------------|---|---------------------------|----------------------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） |                                  | 37,162円   |                           |                            |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度見込み） |                                  | 52.3%   |                           |                            |
| 手当の種類（手当数）                   |                                  | 5   |                           |                            |
| 手当の名称                        | 主な支給対象職員                         | 主な支給対象業務  | 支給実績<br>（平成26年度<br>決算見込み） | 左記職員に対する支給<br>単価           |
| 暴風雨時勤務手当                     | 職員                               | 台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務   | 1,674千円                   | 1時間800円                    |
| 用地等交渉業務手当                    | 配水管理課管財班に所属する職員                  | 用地取得に伴う交渉の業務  | 0円                        | 日額600円（ただし、午後6時以降1,000円加算） |
| 交替制勤務手当                      | 各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員 | 交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）   | 2,266千円                   | 月額4,700円                   |
| 特殊現場作業手当                     | 職員                               | 特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等  | 31千円                      | 日額300円                     |
|                              |                                  | 交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業 | 45千円                      | 日額150円                     |
|                              |                                  | 排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業  | 214千円                     | 日額400円                     |
|                              |                                  | 倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業                                | 1,600円                    | 日額800円                     |
| 有害毒薬物取扱手当                    | 水質管理事務所に勤務する職員                   | 水質試験業務  | 339千円                     | 日額150円                     |
|                              |                                  | 保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業                       | 0円                        | 日額230円                     |

e 時間外勤務手当

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| 支給実績（平成26年度決算見込み）            | 120,045千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） | 588千円     |

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| 支給実績（平成25年度決算）            | 101,707千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） | 482千円     |

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成26年4月1日現在）

| 手当名    | 内容及び支給単価   | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（平成26年度決算見込み） | 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） |
|--------|--|--------------|----------------|-------------------|------------------------------|
| 扶養手当   | 扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給<br>(1) 配偶者 月額13,000円<br>(2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）   | 同じ           | —              | 37,338千円          | 257,507円                     |
| 住居手当   | 1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給<br>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額<br>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円）<br>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 | 同じ           | —              | 29,850千円          | 292,651円                     |
| 通勤手当   | 通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給<br>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算<br>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額  | 同じ           | —              | 39,270千円          | 177,691円                     |
| 単身赴任手当 | 異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）   | 同じ           | —              | 0千円               | 0円                           |

|        |   |    |   |          |          |
|--------|---|----|---|----------|----------|
| 管理職手当  | 管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額   | 同じ | — | 14,940千円 | 878,812円 |
| 休日勤務手当 | 勤務時間条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額 | 同じ | — | 15,877千円 | 186,790円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額  | 同じ | — | 10,500千円 | 256,101円 |

## イ 工業用水道事業

### (7) 職員給与費の状況

#### a 決算見込み

| 区分     | 総費用<br>A      | 純損益又は<br>実質収支 | 職員給与費<br>B   | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B ÷ A | (参考)<br>平成25年度の総費用に占<br>める職員給与費比率 |
|--------|---------------|---------------|--------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 平成26年度 | 千円<br>654,868 | 千円<br>32,286  | 千円<br>29,561 | %<br>4.5                    | %<br>8.9                          |

| 区分     | 職員数<br>A | 給 与 費        |             |             |              | 1人当たり給<br>与費<br>B ÷ A | (参考)<br>都道府県平均1<br>人当たりの給与<br>費 |
|--------|----------|--------------|-------------|-------------|--------------|-----------------------|---------------------------------|
|        |          | 給 料          | 職員手当        | 期末・勤勉<br>手当 | 計 B          |                       |                                 |
| 平成26年度 | 4人       | 千円<br>14,825 | 千円<br>4,049 | 千円<br>5,108 | 千円<br>24,054 | 千円<br>6,014           | 千円<br>6,336                     |

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。  
2 表中「職員数」は、平成27年3月31日現在の人数である。  
3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円は含まない。

#### (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

| 区 分     | 平均年齢  | 基本給      | 平均月収額    |
|---------|-------|----------|----------|
| 沖 縄 県   | 41.0歳 | 316,475円 | 504,540円 |
| 団 体 平 均 | 45.4歳 | 343,373円 | 528,594円 |

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

#### (ウ) 職員の手当の状況

##### a 期末手当・勤勉手当

| 沖 縄 県                         | (一般行政職・団体平均等)                  |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 1人当たり平均支給額（平成26年度）<br>1,336千円 | 1人当たりの平均支給額（平成26年度）<br>1,475千円 |

|   |                              |   |                              |
|---|------------------------------|---|------------------------------|
| (平成26年度支給割合)<br>期末手当<br>2.60 月分<br>(1.45) 月分                    | 勤勉手当<br>1.50 月分<br>(0.70) 月分 | (平成26年度支給割合)<br>期末手当<br>2.60 月分<br>(1.45) 月分                    | 勤勉手当<br>1.50 月分<br>(0.70) 月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%から20%まで<br>管理職加算 10% |                              | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%から20%まで<br>管理職加算 10% |                              |

備考 ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

**b 退職手当（平成26年4月1日現在）**

| 沖 縄 県  |            |              | （一般行政職・団体平均等）  |            |              |
|--|------------|--------------|--|------------|--------------|
| (支給率)  | 自己都合       | 勸奨・定年        | (支給率)  | 自己都合       | 応募認定・定年      |
| 勤続20年  | 20.73875月分 | 25.9234375月分 | 勤続20年  | 20.73875月分 | 25.9234375月分 |
| 勤続25年  | 29.56375月分 | 35.9234375月分 | 勤続25年  | 29.56375月分 | 35.9234375月分 |
| 勤続35年  | 41.91875月分 | 50.3025月分    | 勤続35年  | 41.91875月分 | 50.3025月分    |
| 最高限度額  | 50.3025月分  | 50.3025月分    | 最高限度額  | 50.3025月分  | 50.3025月分    |
| その他の加算措置 定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）<br>（退職時特別昇給 無） |            |              | その他の加算措置 定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算）<br>（退職時特別昇給 無） |            |              |
| 1人当たり平均支給額<br>－千円                                    |            |              | 1人当たり平均支給額<br>－千円                                    |            |              |

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

**c 地域手当（平成26年4月1日現在）**

|                              |         |     |               |
|------------------------------|---------|-----|---------------|
| 支給実績（平成26年度決算見込み）            |         |     | 0円            |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） |         |     | 0円            |
| 支給対象地域                       | 支給対象職員数 | 支給率 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 東京特別区                        | 0人      | 18% | 18%           |
| 大阪市                          | 0人      | 15% | 15%           |

**d 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）**

|                              |                     |                                 |                           |                                    |
|------------------------------|---------------------|---------------------------------|---------------------------|------------------------------------|
| 支給実績（平成26年度決算見込み）            |                     | 120千円                           |                           |                                    |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） |                     | 60,200円                         |                           |                                    |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）    |                     | 50.0%                           |                           |                                    |
| 手当の種類（手当数）                   |                     | 5                               |                           |                                    |
| 手当の名称                        | 主な支給対象職員            | 主な支給対象業務                        | 支給実績<br>（平成26年度<br>決算見込み） | 左記職員に対する支給<br>単価                   |
| 暴風雨時勤務手当                     | 職員                  | 台風の来襲による<br>事故発生防止のため<br>に必要な業務 | 6千円                       | 1時間800円                            |
| 用地等交渉業務手当                    | 配水管理課管財班<br>に所属する職員 | 用地取得に伴う交<br>渉の業務                | 0円                        | 日額600円<br>（ただし、午後6時以<br>降1,000円加算） |
| 交替制勤務手当                      | 各浄水管理事務所            | 交替制勤務（浄水                        | 113千円                     | 月額4,700円                           |

|           |                                  |   |     |        |
|-----------|----------------------------------|---|-----|--------|
|           | 浄水課及び配水管<br>理課水管理センタ<br>ーに所属する職員 | 施設における24時<br>間運転管理業務)   |     |        |
| 特殊現場作業手当  | 職員                               | 特殊現場、危険な<br>工事箇所で行う監<br>督、測量検査、調<br>査等  | 0円  | 日額300円 |
|           |                                  | 交通の頻繁な国<br>道、県道、市町村<br>道の道路上におい<br>て、交通を遮断す<br>ることなく行う監<br>督、測量、検査、<br>調査、検針、点<br>検、修繕、交通整<br>理等の作業 | 0円  | 日額150円 |
|           |                                  | 排泥処理、清掃作<br>業、保守点検作業<br>及び除塵作業  | 1千円 | 日額400円 |
|           |                                  | 倉敷ダム管理事務<br>所に勤務する職員<br>が洪水警報発令中<br>に行う河川の巡回<br>監視作業  | 0円  | 日額800円 |
| 有害毒薬物取扱手当 | 水質管理事務所に<br>勤務する職員               | 水質試験業務  | 0円  | 日額150円 |
|           |                                  | 保護具を着用し、<br>毒物劇物等を注入<br>する設備の修繕作<br>業、毒物劇物等又<br>はオゾンの漏洩事<br>故対応作業                                   | 0円  | 日額230円 |

e 時間外勤務手当

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| 支給実績（平成26年度決算見込み）            | 1,410千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） | 353千円   |
| 支給実績（平成25年度決算）               | 1,611千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）    | 537千円   |

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成26年4月1日現在）

| 手 当 名 | 内容及び支給単価  | 一般行政<br>職の制度<br>との異同 | 一般行政職<br>の制度と異<br>なる内容 | 支給実績<br>（平成26年度<br>決算見込み） | 支給職員1人当たり平均<br>支給年額<br>（平成26年度決算見込み） |
|-------|---|----------------------|------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 扶養手当  | 扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 | 同じ                   | —                      | 366千円                     | 122,000円                             |

|        |   |    |   |         |          |
|--------|---|----|---|---------|----------|
|        | (1) 配偶者 月額13,000円<br>(2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円<br>(配偶者がいない場合の1人目は11,000円) (なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)  |    |   |         |          |
| 住居手当   | 1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給<br>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額<br>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額27,000円)<br>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 | 同じ | — | 324千円   | 324,000円 |
| 通勤手当   | 通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給<br>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算<br>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額   | 同じ | — | 1,298千円 | 432,600円 |
| 管理職手当  | 管理又は監督の地位にある職員に支給 (企業技監、統括監、参事、課長等)。職の区分に応じ93,800円から49,900円までの範囲の額  | 同じ | — | 0円      | 0円       |
| 休日勤務手当 | 勤務時間条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額   | 同じ | — | 554千円   | 184,823円 |
| 夜間勤務手当 | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間に   | 同じ | — | 530千円   | 264,811円 |

|        |  |    |   |    |    |
|--------|--|----|---|----|----|
|        | つき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額  |    |   |    |    |
| 単身赴任手当 | 異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算） | 同じ | — | 0円 | 0円 |

## ウ 病院事業

### (7) 職員給与費の状況

#### a 決算見込み

| 区分     | 総費用<br>A         | 純損益又は<br>実質収支         | 職員給与費<br>B       | 総費用に占める<br>職員給与費比率<br>B ÷ A | (参考)<br>平成25年度の総費用に<br>占める職員給与費比率 |
|--------|------------------|-----------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------------|
| 平成26年度 | 千円<br>50,998,815 | (純損失) 千円<br>1,998,221 | 千円<br>29,163,601 | %<br>54.0                   | %<br>55.9                         |

| 区分     | 職員数<br>A   | 給 与 費            |                 |                 |                  | 1人当たり給<br>与費<br>B ÷ A | (参考)<br>都道府県平均<br>1人当たりの<br>給与費 |
|--------|------------|------------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------------|---------------------------------|
|        |            | 給 料              | 職員手当            | 期末・勤勉<br>手当     | 計 B              |                       |                                 |
| 平成26年度 | 人<br>2,655 | 千円<br>10,704,112 | 千円<br>6,257,623 | 千円<br>3,672,184 | 千円<br>20,633,919 | 千円<br>7,772           | 千円<br>7,164                     |

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。  
 2 表中「職員数」は、平成26年4月1日現在の人数である。  
 3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費0千円は含まない。

#### (イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成26年4月1日現在）

| 区 分   | 平均年齢  | 基本給      | 平均月収額      |
|-------|-------|----------|------------|
| 沖 縄 県 |       |          |            |
| 医 師   | 47.5歳 | 579,424円 | 1,690,864円 |
| 看 護 師 | 39.5歳 | 295,293円 | 490,360円   |
| 事務職員  | 42.8歳 | 319,039円 | 503,176円   |
| 団体平均  |       |          |            |
| 医 師   | 44.4歳 | 549,674円 | 1,362,706円 |
| 看 護 師 | 38.4歳 | 294,335円 | 470,287円   |
| 事務職員  | 43.8歳 | 346,594円 | 557,877円   |

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

| 沖 縄 県  | (一般行政職・団体平均等)                  |
|--|--------------------------------|
| 1人あたり平均支給額(平成26年度)<br>1,383千円                                      | 1人当たりの平均支給額(平成26年度)<br>1,419千円 |
| (平成26年度支給割合)<br>期末手当 2.60月分<br>(1.45)月分<br>勤勉手当 1.50月分<br>(0.70)月分 |                                |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>役職加算 5%から20%まで<br>管理職加算 10%    |                                |

備考 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成26年4月1日現在)

| 沖 縄 県  | (一般行政職・団体平均等)         |
|--|-----------------------|
| (支給率) 自己都合 勤続20年 20.7387月分<br>勤続25年 29.5637月分<br>勤続35年 41.9187月分<br>最高限度額 50.3025月分<br>その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算)<br>(退職時特別昇給 無 )<br>1人あたり平均支給額<br>2,404千円 22,415千円 | 1人あたり平均支給額<br>6,589千円 |

備考 退職手当の1人あたり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当(平成26年4月1日現在)

|                              |         |                     |
|------------------------------|---------|---------------------|
| 支給実績(平成26年度決算見込み)            |         | 289,788千円           |
| 支給職員1人あたり平均支給年額(平成26年度決算見込み) |         | 827,966円            |
| 支給対象地域                       | 支給対象職員数 | 支給率                 |
| 医師・歯科医師                      | 350人    | 15%                 |
|                              |         | 一般行政職の制度(支給率)<br>-% |

d 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

|                              |               |  |                   |              |
|------------------------------|---------------|--|-------------------|--------------|
| 支給実績(平成26年度決算見込み)            |               | 762,030千円  |                   |              |
| 支給職員1人あたり平均支給年額(平成26年度決算見込み) |               | 306,528円   |                   |              |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)    |               | 93.6%  |                   |              |
| 手当の種類(手当数)                   |               | 9  |                   |              |
| 手当の名称                        | 主な支給対象職員      | 主な支給対象業務   | 支給実績(平成26年度決算見込み) | 左記職員に対する支給単価 |
| 伝染病防疫手当                      | 医師及び歯科医師以外の職員 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項及び第3項に定め | 0円                | 日額290円       |

|          |   |  |                       |                                 |          |
|----------|---|--|-----------------------|---------------------------------|----------|
|          |   | る感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 |                       |                                 |          |
|          | 運転士   | 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務   |                       |                                 |          |
| 夜間看護等手当  | 助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれらに準ずると認める職員 | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において行われる看護等の業務   | 深夜の全部を含む勤務            | 2,652,000円                      | 1回6,800円 |
|          |   |  | 深夜における勤務時間が4時間以上      | 229,403千円                       | 1回3,300円 |
|          |   |  | 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満 | 232,870千円                       | 1回2,900円 |
|          |   |  | 深夜における勤務が2時間未満        | 2千円                             | 1回2,000円 |
|          | 病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員   | 正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務  | 9,741千円               | 1回1,620円                        |          |
| 巡回診療手当   | 医師及び歯科医師  | 離島へき地の巡回診療の業務  | 60千円                  | 日額5,000円                        |          |
|          | 看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者  |  | 0円                    | 日額1,500円                        |          |
| 暴風雨時手当   | 職員  | 暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務          | 9,838千円               | 1時間500円                         |          |
| 医師手当     | 医師又は歯科医師  | 医療業務等  | 251,338千円             | 月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額   |          |
|          | 医師  | 病理学的検査の業務  | 3,430千円               | 月額100,000円                      |          |
|          | 医師  | 放射線診療又は麻酔の業務   | 18,520千円              | 月額50,000円                       |          |
| 離島診療支援手当 | 職員  | 離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務   | 3,943千円               | 離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額 |          |

|          |                      |  |                  |       |        |
|----------|----------------------|--|------------------|-------|--------|
| 夜間特殊業務手当 | 施設管理技士               | 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務                       | 深夜の全部を含む勤務       | 199千円 | 1回980円 |
|          |                      |  | 深夜における勤務時間が2時間以上 | 0円    | 1回650円 |
|          |                      |  | 深夜における勤務時間が2時間未満 |       | 1回410円 |
| 精神保健業務手当 | 病院（精和病院を除く。）に所属する運転士 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律123号) 第5条に規定する精神障害者の搬送業務    |                  | 0円    | 日額230円 |
| 高電圧作業手当  | 職員                   | 交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業 |                  | 44千円  | 日額230円 |

e 時間外勤務手当

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 支給実績（平成26年度決算見込み）            | 2,414,348千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） | 909千円       |
| 支給実績（平成25年度決算）               | 2,107,836千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）    | 803千円       |

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（平成26年4月1日現在）

| 手当名  | 内容及び支給単価   | 一般行政職の制度との異同 | 一般行政職の制度と異なる内容 | 支給実績（平成26年度決算見込み） | 支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算見込み） |
|------|--|--------------|----------------|-------------------|------------------------------|
| 扶養手当 | 扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給<br>(1) 配偶者 月額13,000円<br>(2) 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算） | 同じ           | —              | 275,560千円         | 226,612円                     |
| 住居手当 | 1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給<br>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額<br>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000                           | 同じ           | —              | 332,937千円         | 273,123円                     |

|              |   |    |   |             |            |
|--------------|---|----|---|-------------|------------|
|              | 円に加算した額（上限は月額27,000円）<br>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1 に掲げる額の2分の1   |    |   |             |            |
| 通勤手当         | 通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給<br>(1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算<br>(2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額 | 同じ | — | 174,821千円   | 87,983円    |
| 単身赴任手当       | 異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）        | 同じ | — | 21,621千円    | 480,467円   |
| 管理職手当        | 管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額   | 同じ | — | 38,634千円    | 942,288円   |
| 初任給調整手当      | 採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。医師又は歯科医師 月額340,700円以内（35年間漸減しながら支給）   | 同じ | — | 1,272,316千円 | 3,645,604円 |
| 特地勤務手当       | 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額  | 同じ | — | 317,265千円   | 531,432円   |
| 特地勤務手当に準ずる手当 | 特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額                  | 同じ | — |             |            |
| 夜間勤務手当       | 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額  | 同じ | — | 360,560千円   | 233,372円   |

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

| 1週間の勤務時間 | 勤務時間の割振り                                 |                                    |            |          |
|----------|--|------------------------------------|------------|----------|
|          | 始業                                       | 終業                                 | 休憩時間       | 週休日      |
| 38時間45分  | (警察本部以外)<br>午前8時30分<br>(警察本部)<br>午前9時30分 | (同左)<br>午後5時15分<br>(同左)<br>午後6時15分 | 正午から午後1時まで | 日曜日及び土曜日 |

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（平成26年1月1日から同年12月31日まで）

| 総付与日数    | 総使用日数    | 全期間在職職員数 | 1人当たり平均使用日数 |
|----------|----------|----------|-------------|
| 513,857日 | 142,674日 | 13,388人  | 11日         |

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

(3) 特別休暇等の状況（平成26年4月1日現在）

| 種類   | 付与日数   |
|--|--|
| 1 公傷休暇（公務上の傷病）   | 必要と認める期間   |
| 2 療養休暇（結核性疾患）  | 1年の範囲内で必要と認められる期間  |
| 3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））                               | 90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病の場合は120日）の範囲内で必要と認める期間               |
| 4 生理休暇   | 必要と認める期間   |
| 5 産前休暇   | 8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間 |
| 6 産後休暇   | 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内で、必要とする期間                           |
| 7 慶弔休暇<br>(1) 親族が死亡した場合<br>(2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合<br>(3) 結婚する場合 | (1) 配偶者10日、父母及び子7日、祖父母等3日、孫等1日<br>(2) 1日<br>(3) 5日         |
| 8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律                                   | 理由の発生している期間  |

|   |  |
|---|--|
| により交通の制限又は遮断された場合   |  |
| 9 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合   | 理由の発生している期間  |
| 10 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合   | 連続した15日以内  |
| 11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合  | 理由の発生している期間  |
| 12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）   | 理由の発生している期間  |
| 13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合   | 必要と認める日又は時間  |
| 14 選挙権その他の公民権を行使する場合  | 必要と認める日又は時間  |
| 15 生後1年に達しない生児を育てる場合  | 1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分  |
| 16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合  | 勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間   |
| 17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間 |
| 18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合   | 1暦年について5日（子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間  |
| 19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合  | 6月から10月までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間          |
| 20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合   | 1日以内で必要な時間   |
| 21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合   | 一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間   |
| 22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合  | 出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間   |
| 23 旧盆の場合  | 旧盆該当日のうち1日   |
| 24 風水震災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業   | 本人の住居の場合10日以内<br>家族の住居の場合5日以内  |
| 25 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合                           | 必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間   |
| 26 社会に貢献する活動を行う場合   | 1暦年について5日の範囲内の期間   |

|  |  |
|--|--|
| 27 組合休暇（無給休暇）  | 1 暦年について30日の範囲内の期間（警察本部を除く）                      |
| 28 介護休暇（無給休暇）  | 介護を必要とする一の継続する状態ごとに、6月の期間内において必要と認められる期間         |
| 29 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合   | 必要と認められる期間                                       |
| 30 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 | 1 暦年について5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間 |
| 31 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合  | 必要と認められる期間（警察本部のみ）                               |

#### 4 休業の状況（平成26年度）

##### (1) 育児休業取得者

（単位：人）

| 育児休業 |     |     | 育児部分休業 |    |    | 育児短時間休業 |    |    |
|------|-----|-----|--------|----|----|---------|----|----|
| 男性   | 女性  | 計   | 男性     | 女性 | 計  | 男性      | 女性 | 計  |
| 20   | 628 | 648 | 0      | 59 | 59 | 0       | 29 | 29 |

##### (2) 自己啓発等休業

###### ア 取得者数

| 年度取得者数 |    |   |
|--------|----|---|
| 男性     | 女性 | 計 |
| 2      | 3  | 5 |

###### イ 取得状況

| 教育施設 |    |   |     |    |   |     |    |   | 奉仕活動 |    |   |
|------|----|---|-----|----|---|-----|----|---|------|----|---|
| 大学   |    |   | 大学院 |    |   | その他 |    |   |      |    |   |
| 男性   | 女性 | 計 | 男性  | 女性 | 計 | 男性  | 女性 | 計 | 男性   | 女性 | 計 |
| 0    | 1  | 1 | 1   | 2  | 3 | 0   | 0  | 0 | 1    | 0  | 1 |

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

##### (3) その他の休業

| 大学院修学休業 |    |   | 修学部分休業 |    |   | 配偶者同行休業 |    |   |
|---------|----|---|--------|----|---|---------|----|---|
| 男性      | 女性 | 計 | 男性     | 女性 | 計 | 男性      | 女性 | 計 |
| 1       | 0  | 1 | 0      | 0  | 0 | 0       | 2  | 3 |

## 5 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

#### 分限処分の状況（平成26年度）

（単位：件）

| 処分事由                         | 地方公務員法             | 降任 | 免職 | 休職  | 合計  |
|------------------------------|--------------------|----|----|-----|-----|
| 勤務実績が良くない場合                  | 第28条第1項第1号         | 0  | 0  |     | 0   |
| 心身の故障の場合                     | 第28条第1項第2号及び第2項第1号 | 0  | 0  | 784 | 784 |
| 職に必要な適格性を欠く場合                | 第28条第1項第3号         | 0  | 0  |     | 0   |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 第28条第1項第4号         | 0  | 0  |     | 0   |
| 刑事事件に関し起訴された場合               | 第28条第2項第2号         |    |    | 1   | 1   |
| 沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合       | 第27条第2項            |    |    | 1   | 1   |
| 地方公務員法第28条第4項により失職した者        |                    |    |    |     | 0   |
| 沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者 |                    |    |    |     | 0   |
| 合計                           |                    | 0  | 0  | 786 | 786 |

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

### (2) 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

#### 懲戒処分の状況（平成26年度）

（単位：件）

| 処分事由                     | 地方公務員法     | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|--------------------------|------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合                | 第29条第1項第1号 | 1  | 3  | 4  | 0  | 8  |
| 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合    | 第29条第1項第2号 | 0  | 1  | 0  | 1  | 2  |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 第29条第1項第3号 | 0  | 1  | 4  | 5  | 10 |
| 合計                       |            | 1  | 5  | 8  | 6  | 20 |

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

## 6 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

### 営利企業等の従事許可の状況（平成26年度）

| 区 分          | 申請件数 | 許可件数 |
|--------------|------|------|
| 営利企業等の従事許可申請 | 284件 | 284件 |

## 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

### 主な研修の状況（平成26年度）

| 研修の名称                                   | 研修の内容   | 対象者   | 実施回数 | 修了者数 |
|---|---|---|------|------|
| 新規採用職員<br>前期研修                          | 知事講話、ビジネスマナー、地方自治制度、地方公務員制度、文書事務の基本、会計事務の基本、県の組織と仕事、福利厚生と共済制度、行政の情報化、危機管理と災害対策、沖縄の振興について  | 平成26年度に採用された全職員及び年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。 | 2回   | 151人 |
| 新規採用職員<br>後期研修                          | 財政のしくみ、地方自治法演習、地方公務員法演習、条例・規則のしくみ、行政改革、心と体の健康管理、少子高齢社会対策の現状と課題、先輩からのメッセージ、沖縄の歴史と文化、沖縄戦から学ばないといけないこと、仕事の進め方、沖縄の基地問題、多文化共生を意識した国際理解研修                                   | 新規採用職員前期研修修了者                                       | 2回   | 141人 |
| 【教育庁】<br>新規採用職員等研修会                     | 公務員としての基礎的な知識及び事務処理方法を習得し、業務の円滑化を期す。  | 新規採用職員及び新たに行政に携わることとなった者                            | 1回   | 57人  |
| 【警察本部】<br>新規採用職員研修（初任科）                 | 団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに体力気力の錬成を図る。   | 平成26年度に採用された全警察職員                                   | 4回   | 92人  |
| 【警察本部】<br>昇任時研修                         | 警察署中核となる勤務員としての知識技能の習得  | 巡査部長及び警部補に昇任し、又は承認が予定されている警察官                       | 2回   | 17人  |
| 【警察本部】<br>新採用職員研修（初任補修科）                | 警察官としての職業倫理を培い、自信と誇りを持たせ人間性豊かな人格の形成を図るとともに、専門的な法学及び地域警察活動の基本となる法学、実務、術科の教養  | 平成24年度新採用職員（初任科）及び平成24年度に新採用職員研修（初任科）を終了した警察官       | 3回   | 89人  |
| 【病院事業局】<br>新採用職員前期研修（事務職員・コメディカル職員・看護師） | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新採用職員に知ってほしいこと</li> <li>・県立病院の概要、経営状況</li> <li>・接遇、チーム医療グループワーク</li> <li>・公営企業職員のサービスについて</li> <li>・福利厚生、共済制度、公務災害</li> </ul> | 新採用職員（事務職員・コメディカル職員・看護師）                            | 1回   | 182人 |

|   |   |  |    |      |
|---|---|--|----|------|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティについて</li> <li>・医療現場の仕事と働き方</li> <li>・診療報酬制度、DPC、病院経営と医療の質等</li> </ul>   |  |    |      |
| 【病院事業局】<br>新採用職員後期研修<br>(事務職員・コメディカル職員) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事について考えてみる</li> <li>・他職種連携に経営改善事例</li> <li>・診療報酬の仕組みとレセプト演習(現場スタッフの意識で変わる病院経営)</li> <li>・給与制度について</li> <li>・離島診療所における地域医療の実態</li> <li>・メンタルヘルスについて</li> <li>・グループワーク(6ヶ月間の振り返りと今後の目標)</li> </ul> | 新採用職員<br>(事務職員・コメディカル職員)                   | 1回 | 56人  |
| 【病院事業局】<br>昇任職員研修<br>(看護師)              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価制度導入に向けての取り組み</li> <li>・南部医療センター・こども医療センターにおける目標管理の実際</li> <li>・グループワーク(各病院における目標管理の実際を振り返り、看護師長としての役割について考える)</li> </ul>   | 看護師長(看護師長経験1～3年目の看護師長)                     | 1回 | 22人  |
| 【病院事業局】<br>昇任職員研修<br>(コメディカル職員)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立病院の経営</li> <li>・メンタルヘルスについて</li> <li>・職場におけるパワハラについて</li> <li>・診療報酬の基礎知識</li> <li>・リーダーシップ</li> <li>・グループワーク(中堅クラスに期待されること)</li> </ul>  | 主任・主査・班長級に昇任したコメディカル職員                     | 1回 | 42人  |
| 【病院事業局】<br>会計事務研修<br>(事務職員)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な予算執行について</li> <li>・支出事務について(平成26年度監査指摘事項、支出事務のチェックポイント)</li> </ul>   | 会計事務に携わっている職員                              | 1回 | 23人  |
| 主任級研修                                   | 中堅職員の役割と職場の人間関係、行政課題研究Ⅱ(ディベート)、公務員倫理Ⅰ、行政改革、メンタルヘルス、危機管理   | 平成26年度に主任に昇任した全職員                          | 4回 | 102人 |
| 主査級第一部研修                                | メンタルヘルス、政策形成入門、公務員倫理Ⅱ、企業経営に学ぶ、危機管理  | 平成26年度に主査相当職に昇任した全職員                       | 4回 | 215人 |
| 主査級第二部研修                                | ファシリテーション   | 主査級昇任後3年以上経過した職員のうち受講を希望する者                | 1回 | 19人  |
| 班長級研修                                   | コーチング、公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス、パブリシティとマスコミ対応、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、危機管理、班長級職員の役割、クレーム対応  | 平成26年度に本庁班長級に昇任した全職員                       | 3回 | 137人 |
| 課長級研修                                   | 組織マネジメント研修、県職員の労務管理、パブリシティとマスコミ対応、知事講話、職員の健康管理、危機管理、沖縄振興について、霞ヶ関と官庁文学   | 平成26年度に課長相当職に昇任した全職員及び課長相当職にある職員で所属長研修未受講者 | 2回 | 71人  |

|         |   |                                 |    |      |
|---------|---|---------------------------------|----|------|
| 管理者特別研修 | 知事講話及び講演  | 本庁課長級（出先機関における相当職を含む。）以上の職にある職員 | 1回 | 265人 |
| 省庁等派遣研修 | 県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。 | —                               | 1回 | 20人  |
| 自治大学校研修 | 地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。                               | —                               | 5回 | 10人  |

## (2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

### 勤務成績の評定の状況（平成26年度）

| 評定の方法 |   | 評定者  | 評定結果の活用                     |
|-------|---|------|-----------------------------|
| 知事部局等 | 【評価方法】<br>職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価<br>【対象職員】<br>臨時的任用職員等を除く一般職員  | 所属長等 | 昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定並びに定期人事異動 |
|       | 【評価方法】<br>所属長等による勤務成績の報告及び面接<br>【対象職員】<br>条件付採用期間中の職員   | 所属長等 | 条件付採用期間中の職員の正式な任用の判断        |
| 警察本部  | 【定期評定】<br>地方公務員法第40条第1項の規定に基づく勤務成績の評定<br>【方法】<br>所属等による勤務成績の報告  | 所属長等 | 昇任試験での加算措置等                 |
|       | 【条件付採用職員の正式任用】<br>地方公務員法第22条第1項の規定に基づく勤務成績の評定<br>【方法】<br>所属長等による勤務成績の報告   | 所属長等 | 条件付採用職員の正式採用                |
|       | 【昇格】<br>初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた勤務成績の評定<br>【昇給】<br>初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた勤務成績の評定<br>【方法】<br>所属長等による内申報告 | 所属長等 | 昇格及び昇給の実施                   |
|       | 【勤勉手当】<br>期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく勤務成績の評定<br>【方法】<br>所属長等による勤務成績の報告  | 所属長等 | 勤勉手当の成績率の決定                 |
| 教     | 【評価方法】  | 所属長  | 定期人事異動等                     |

|         |   |       |                    |
|---------|---|-------|--------------------|
| 育庁      | 意見聴取、意見書の提出   |       |                    |
| 議会事務局   | 【評価方法】<br>職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価及び職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価<br>【対象職員】<br>課長級以上の職員                              | 所属長   | 昇給及び勤勉手当の成績率の決定    |
| 監査委員事務局 | 【評価方法】<br>業務遂行の過程において発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び評価<br>【対象職員】<br>臨時的任用職員等を除く一般職員   | 所属長等  | 昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定 |
| 人事委員会   | 【昇格】<br>初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく勤務成績の評定<br>【昇給】<br>初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第32条の規定に基づく勤務成績の評定<br>【方法】<br>所属長等による内申報告 | 事務局長  | 昇格及び昇給の実施          |
|         | 【勤勉手当】<br>期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条の規定に基づく勤務成績の評定<br>【方法】<br>懲戒処分の有無及び処分の内容  | 事務局長  | 勤勉手当の成績率の決定        |
|         | 【昇任】<br>職員の任用に関する規則第31条の規定に基づく勤務成績の評定<br>【方法】<br>勤務良好の判断  | 人事委員会 | 昇任に係る選考基準の証明       |
| 企業局     | 【評価方法】<br>意見聴取、意見書の提出   | 所属長   | 定期人事異動等            |
| 病院事業局   | 【評価方法】<br>意見聴取、意見書の提出   | 所属長   | 定期人事異動等            |

## 8 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

#### 厚生制度の状況（平成26年度）

| 区 分         | 内 容                              | 実施状況                                |
|-------------|----------------------------------|-------------------------------------|
| 職員の保健に関すること | 定期健康診断<br>【警察本部】<br>女性検診、脳ドック補助等 | 受診率99.7%(教育委員会については、事務局職員のみを集計している) |

|                      |             |   |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
|----------------------|-------------|---|--------|-----|-------|-----------|-----|-------|---------|------|----------|----------------------|--------|---------|------------|--------|----------|---------------|-----|------|------------|----|-------|
| 職員の元気回復に関する<br>こと    | 職員球技大会      | <p>【知事部】<br/>県内8ブロックにおいて、野球、バレーボール、ソフトボール等の種目及びその他のレクの種目の中から5種目以上を実施し、延べ4,004人が参加</p> <p>【企業局】<br/>ボウリング、ソフトバレーボール、ビーチ競技、バドミントン</p> <p>【病院事業局】<br/>ソフトボール、バドミントン、ソフトバレーボール、キックベースボール</p>  |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
| その他厚生に関する<br>こと      | 職員住宅        | <p>【知事部】4か所(301戸)<br/>東京30戸、名護66戸、宮古80戸、八重山125戸</p> <p>【企業局】1か所 名護(4戸)<br/>名護4戸</p> <p>【教育庁】4か所(339戸)<br/>沖縄本島164戸、久米島31戸、宮古69戸、八重山75戸</p> <p>【病院事業局】3か所(35戸)<br/>名護3戸、宮古8戸、石垣24戸</p>   |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
|                      | 警察職員待機宿舎    | 【警察本部】32宿舎、419戸   |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
|                      | ライフプランセミナー等 | <p>【知事部】<br/>平成26年9月に退職準備型(受講者137人)、在職充実型(同122人)を開催した。また、宮古地区(同31人)、八重山地区(同28人)でも全年齢対象型を開催(全地区延べ318人受講)</p> <p>【教育庁】<br/>平成26年7月29日から8月1日まで生涯設計セミナーを開催(参加者274人)</p>   |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
|                      | 職員互助会の運営    | <p>【知事部】<br/>団体名 沖縄県職員厚生福利振興会<br/>公費補助金額 31,872千円 公費補助率 50%<br/>会員数 5,640人<br/>会員1人当たり補助金額 5,651円<br/>主な給付の件数及び実績額</p> <table border="0"> <tr> <td>・ 出産祝金</td> <td>17件</td> <td>170千円</td> </tr> <tr> <td>・ 配偶者出産祝金</td> <td>11件</td> <td>110千円</td> </tr> <tr> <td>・ 育児支援金</td> <td>163件</td> <td>11,662千円</td> </tr> <tr> <td>・ スポーツ・レジャー・芸術鑑賞等助成金</td> <td>2,318件</td> <td>6,950千円</td> </tr> <tr> <td>・ 宿泊施設利用助成</td> <td>3,279件</td> <td>14,968千円</td> </tr> <tr> <td>・ ボランティア活動助成金</td> <td>16件</td> <td>59千円</td> </tr> <tr> <td>・ 派遣職員支援事業</td> <td>5件</td> <td>225千円</td> </tr> </table> <p>【教育庁】該当事項なし<br/>【警察本部】該当事項なし</p> | ・ 出産祝金 | 17件 | 170千円 | ・ 配偶者出産祝金 | 11件 | 110千円 | ・ 育児支援金 | 163件 | 11,662千円 | ・ スポーツ・レジャー・芸術鑑賞等助成金 | 2,318件 | 6,950千円 | ・ 宿泊施設利用助成 | 3,279件 | 14,968千円 | ・ ボランティア活動助成金 | 16件 | 59千円 | ・ 派遣職員支援事業 | 5件 | 225千円 |
| ・ 出産祝金               | 17件         | 170千円   |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
| ・ 配偶者出産祝金            | 11件         | 110千円   |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
| ・ 育児支援金              | 163件        | 11,662千円  |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
| ・ スポーツ・レジャー・芸術鑑賞等助成金 | 2,318件      | 6,950千円   |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
| ・ 宿泊施設利用助成           | 3,279件      | 14,968千円  |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
| ・ ボランティア活動助成金        | 16件         | 59千円  |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |
| ・ 派遣職員支援事業           | 5件          | 225千円   |        |     |       |           |     |       |         |      |          |                      |        |         |            |        |          |               |     |      |            |    |       |

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害(平成26年度)

| 前年度末現在<br>未処理件数 | 受理件数 | 認定件数 |     | 取下げ件数 | 年度末<br>未処理件数 |
|-----------------|------|------|-----|-------|--------------|
|                 |      | 公務上  | 公務外 |       |              |
| 42              | 382  | 387  | 4   | 3     | 29           |

イ 通勤災害（平成26年度）

| 前年度末現在<br>未処理件数 | 受理件数 | 認定件数   |         | 取下げ件数 | 年度末<br>未処理件数 |
|-----------------|------|--------|---------|-------|--------------|
|                 |      | 通勤災害該当 | 通勤災害非該当 |       |              |
| 1               | 15   | 14     | 0       | 0     | 2            |

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（平成26年度）

ア 上級試験

| 区分   | 受験申込者数 | 受験者数  | 第1次試験<br>合格者数 | 最終合格者数 | 競争倍率<br>(倍) |
|------|--------|-------|---------------|--------|-------------|
| 行政 I | 1,585  | 1,351 | 114           | 75     | 18.0        |
| 心理   | 27     | 24    | 4             | 2      | 24.0        |
| 社会福祉 | 68     | 57    | 18            | 9      | 6.3         |
| 電気   | 33     | 28    | 8             | 4      | 7.0         |
| 機械   | 28     | 20    | 5             | 4      | 5.0         |
| 土木   | 77     | 63    | 21            | 17     | 3.7         |
| 建築   | 31     | 29    | 8             | 7      | 4.1         |
| 化学   | 25     | 23    | 5             | 2      | 11.5        |
| 農業   | 37     | 34    | 15            | 8      | 4.3         |
| 農業土木 | 41     | 36    | 13            | 12     | 3.0         |
| 農芸化学 | 58     | 53    | 8             | 4      | 13.3        |
| 畜産   | 10     | 10    | 3             | 2      | 5.0         |
| 林業   | 10     | 10    | 4             | 3      | 3.3         |
| 水産   | 16     | 16    | 5             | 2      | 8.0         |
| 病院事務 | 78     | 68    | 10            | 9      | 23.6        |
| 警察事務 | 240    | 212   | 40            | 9      | 23.6        |
| 計    | 2,364  | 2,034 | 283           | 164    | 12.4        |

イ 中級試験

| 区分        | 受験申込者数 | 受験者数 | 第1次試験<br>合格者数 | 最終合格者数 | 競争倍率<br>(倍) |
|-----------|--------|------|---------------|--------|-------------|
| 県立学校事務 I  | 523    | 396  | 27            | 15     | 26.5        |
| 県立学校事務 II | 71     | 66   | 6             | 4      | 16.5        |
| 市町村立学校事務  | 520    | 419  | 30            | 14     | 29.9        |
| 計         | 1,114  | 883  | 63            | 33     | 26.8        |

### ウ 初級試験

| 区 分  | 受験申込者数 | 受験者数 | 第1次試験合格者数 | 最終合格者数 | 競争倍率(倍) |
|------|--------|------|-----------|--------|---------|
| 一般事務 | 472    | 325  | 23        | 19     | 17.1    |
| 土 木  | 7      | 6    | 2         | 2      | 3.0     |
| 農業土木 | 9      | 5    | 2         | 1      | 5.0     |
| 警察事務 | 188    | 97   | 31        | 8      | 12.1    |
| 計    | 676    | 433  | 58        | 30     | 14.4    |

### エ 警察官試験

| 区 分            | 受験申込者数 | 受験者数  | 第1次試験合格者数 | 最終合格者数 | 競争倍率(倍) |
|----------------|--------|-------|-----------|--------|---------|
| 警察官A(男性)       | 582    | 449   | 207       | 55     | 8.2     |
| 警察官A(女性)       | 106    | 64    | 28        | 11     | 5.8     |
| 警察官A<br>(武道指導) | 6      | 6     | 2         | 1      | 6.0     |
| 警察官B(男性)       | 894    | 622   | 155       | 45     | 13.8    |
| 警察官B(女性)       | 210    | 116   | 37        | 9      | 12.9    |
| 警察官B<br>(武道指導) | 5      | 5     | 3         | 2      | 2.5     |
| 計              | 1,803  | 1,262 | 438       | 123    | 10.3    |

### オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

| 区 分  | 受験申込者数 | 受験者数 | 第1次試験合格者数 | 最終合格者数 | 競争倍率(倍) |
|------|--------|------|-----------|--------|---------|
| 一般事務 | 19     | 16   | 7         | 3      | 5.3     |
| 計    | 19     | 16   | 7         | 3      | 5.3     |

### カ 採用試験の実施日程

| 試験の種類                 | 試験公告日 | 受付期間              | 第1次試験日            | 第1次試験合格発表日 | 第2次試験日               | 最終合格発表日 |
|-----------------------|-------|-------------------|-------------------|------------|----------------------|---------|
| 上級試験                  | 4月11日 | 5月7日から<br>同月20日まで | 6月22日             | 7月11日      | 7月27日から<br>8月18日まで   | 9月11日   |
| 中級試験                  | 4月11日 | 7月22日から<br>8月4日まで | 9月28日             | 10月10日     | 10月26日から<br>11月11日まで | 11月27日  |
| 初級試験                  | 4月11日 | 7月22日から<br>8月4日まで | 9月28日             | 10月10日     | 10月26日から<br>11月11日まで | 11月27日  |
| 警察官A                  | 4月11日 | 5月7日から<br>同月20日まで | 7月12日及<br>び同月13日  | 7月25日      | 8月8日から<br>同月22日まで    | 9月4日    |
| 警察官B                  | 4月11日 | 7月22日から<br>8月4日まで | 10月18日及<br>び同月19日 | 10月31日     | 11月15日から<br>同月27日まで  | 12月18日  |
| 身体障害者を対象と<br>した採用選考試験 | 4月11日 | 7月22日から<br>8月4日まで | 10月19日            | 10月31日     | 11月28日<br>11         | 11月27日  |

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性とも同一日程である。

## (2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

### 採用選考の状況（平成26年度）

| 職 種     | 選 考 申 請 人 数 |       |       |       |     |     | 選考承認人数 |
|---------|-------------|-------|-------|-------|-----|-----|--------|
|         | 知事部局        | 教育委員会 | 警察本部長 | 病院事業局 | その他 | 合 計 |        |
| 統括監級    | 1           |       |       |       |     | 1   | 1      |
| 課長級     |             | 5     |       |       |     | 5   | 5      |
| 班長級     | 2           | 3     |       | 1     |     | 6   | 6      |
| 主査級     | 1           | 8     |       | 2     |     | 11  | 11     |
| 主事・主任   | 2           | 1     |       |       |     | 3   | 3      |
| 科部長     |             |       |       | 2     |     | 2   | 2      |
| 科副部長    |             |       |       | 1     |     | 1   | 1      |
| 医長      |             |       |       | 6     |     | 6   | 6      |
| 医師      | 5           |       |       | 45    |     | 50  | 50     |
| 獣医師     | 8           |       |       |       |     | 8   | 8      |
| 保健師     | 6           |       |       |       |     | 6   | 6      |
| 看護師     |             |       |       | 120   |     | 120 | 120    |
| 薬剤師     | 1           |       |       | 3     |     | 4   | 4      |
| 管理栄養士   | 1           |       |       | 2     |     | 3   | 3      |
| 学校栄養職員  |             | 4     |       |       |     | 4   | 4      |
| 診療放射線技師 |             |       |       | 3     |     | 3   | 3      |
| 臨床検査技師  |             |       |       | 8     |     | 8   | 8      |
| 臨床工学技士  |             |       |       | 2     |     | 2   | 2      |
| 理学療法士   |             |       |       | 6     |     | 6   | 6      |
| 作業療法士   |             |       |       | 6     |     | 6   | 6      |
| 視能訓練士   |             |       |       | 1     |     | 1   | 1      |
| 言語聴覚士   |             |       |       | 3     |     | 3   | 3      |
| 職業訓練指導員 | 2           |       |       |       |     | 2   | 2      |
| 警察官     |             |       | 3     |       |     | 3   | 3      |
| 航海士     | 4           |       |       |       |     | 4   | 4      |
| 計       | 33          | 21    | 3     | 211   |     | 268 | 268    |

(3) 昇任試験の実施状況（平成26年度）

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成26年度）

| 試験の種類        | 受験資格   | 試験日  | 申込者数 | 受験者数 | 第1次合格者 | 最終合格者 | 競争倍率  |
|--------------|--|--|------|------|--------|-------|-------|
| 巡査部長<br>(一般) | 大学卒業者<br>巡査の階級に3年以上<br>在級している者<br>短大卒業者<br>巡査の階級に4年以上<br>在級している者<br>その他<br>巡査の階級に5年以上<br>在級している者       | 第1次<br>平成26年5月24日<br>第2次<br>平成26年7月2日<br>第3次<br>平成26年6月29日及<br>び同月30日  | 436  | 459  | 120    | 60    | 7.65  |
| 警部補<br>(一般)  | 大学卒業者<br>巡査部長の階級に2年<br>以上在級している者<br>短大卒業者<br>巡査部長の階級に3年<br>以上在級している者<br>その他<br>巡査部長の階級に4年<br>以上在級している者 | 第1次<br>平成26年5月10日<br>第2次<br>平成26年5月29日<br>第3次<br>平成26年7月22日及<br>び同月23日 | 373  | 356  | 100    | 30    | 11.87 |
| 警部<br>(一般)   | 警部補の階級に4年以上<br>在級している者   | 第1次<br>平成26年5月3日<br>第2次<br>平成26年5月20日<br>第3次<br>平成26年7月15日及<br>び同月16日  | 316  | 306  | 80     | 22    | 13.91 |

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況（平成26年度）

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成26年度）

| 職 種      | 選 考 申 請 人 数         |     |               |               |           |           |           |       |       |     | 選考承<br>認人数 |     |
|----------|---------------------|-----|---------------|---------------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|-----|------------|-----|
|          | 知事局                 | 議 会 | 選 挙 管 理 委 員 会 | 代 表 監 査 委 員 会 | 教 育 委 員 会 | 人 事 委 員 会 | 警 察 本 部 長 | 企 業 局 | 病 院 局 | 合 計 |            |     |
| 部長級      | 15                  |     |               | 1             |           |           |           |       | 5     | 21  | 21         |     |
| 統括監級     | 23                  |     |               | 1             | 1         |           | 6         | 1     | 8     | 40  | 40         |     |
| 課長級      | 50                  |     |               |               | 10        |           | 12        | 4     | 6     | 82  | 82         |     |
| 班 長<br>級 | 班長(主任、課長補佐、事務長等含む。) | 99  | 1             |               | 1         | 32        | 1         | 2     | 5     | 2   | 143        | 143 |
|          | 研究主幹                | 3   |               |               |           |           |           |       |       |     | 3          | 3   |
|          | 主任研究主事              |     |               |               |           | 1         |           |       |       |     | 2          | 2   |
|          | 教授(農業大学)            | 1   |               |               |           |           |           |       |       |     | 1          | 1   |
|          | 浄化センター長             | 1   |               |               |           |           |           |       |       |     | 1          | 1   |
|          | 科部(副)長              |     |               |               |           |           |           |       |       | 15  | 15         | 15  |

|             |                   |     |     |   |   |    |    |   |    |    |     |     |
|-------------|-------------------|-----|-----|---|---|----|----|---|----|----|-----|-----|
|             | 看護主幹              |     |     |   |   |    |    |   | 11 | 11 | 11  |     |
|             | 副薬局長              |     |     |   |   |    |    |   | 1  | 1  | 1   |     |
|             | 課長 (県立病院)         |     |     |   |   |    |    |   | 1  | 1  | 1   |     |
| 主<br>査<br>級 | 主査級 (係長、事務主査等含む。) | 123 | 1   | 1 | 1 | 32 |    | 8 | 2  | 2  | 170 | 170 |
|             | 主任技師              | 37  |     |   |   |    |    |   | 20 | 9  | 66  | 66  |
|             | 主任研究員             | 6   |     |   |   |    |    | 1 |    |    | 7   | 7   |
|             | 主任保健師             | 2   |     |   |   |    |    | 1 |    |    | 3   | 3   |
|             | 主任看護師             |     |     |   |   |    |    |   |    | 1  | 1   | 1   |
|             | 主任医師              | 1   |     |   |   |    |    |   |    |    | 1   | 1   |
|             | 副看護師長             |     |     |   |   |    |    |   |    | 13 | 13  | 13  |
|             | 医長                |     |     |   |   |    |    |   |    | 7  | 7   | 7   |
|             | 室長                |     |     |   |   |    |    |   |    | 1  | 1   | 1   |
|             |                   | 計   | 361 | 2 | 1 | 4  | 77 | 1 | 30 | 32 | 82  | 590 |

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

### 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 (平成26年度)

| 報告及び勧告の年月日 | 報告及び勧告の内容   | 実施状況 |
|------------|---|------|
| 平成26年10月6日 | <p>報 告</p> <p>1 本年の給与改定について</p> <p>(1) 給料表<br/>給料表 (教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。)については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。</p> <p>(2) 初任給調整手当<br/>医師及び歯科医師に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。</p> <p>(3) 期末手当及び勤勉手当<br/>期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.15月分引き上げ、4.10月分とする必要がある。<br/>支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の勤勉手当を0.15月分引き上げ、平成27年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。</p> <p>(4) 単身赴任手当<br/>異動等に伴い単身赴任となった再任用職員については、人事院勧告に準じて単身赴任手当を支給する必要がある。</p> <p>(5) その他の課題<br/>船員等の給料については、他の都道府県において、海事職給料表以外の給料表を適用する都道府県や、本県と同様の給料表を用いている場合においても、船員等の職務の級への格付け方法が異なる団体もあることを踏まえ、引き続き、海事職給料表の構造、職務の級の格付け等、船員等の給与のあり方を検討していく必要がある。<br/>その際、海事職給料表を適用している乗組員について、その適用範囲を含め検討する必要がある。</p> <p>(6) 改定の実施時期<br/>1の(1)及び(2)については、平成26年4月1日から、1の(3)については、平成26年12月1日から、1の(4)については、平成27</p> |      |

年4月1日から実施すること。

## 2 給与制度の総合的見直しについて

人事院は、本年の人事院勧告において、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し、職務や勤務実績に応じた給与配分の課題に対応するため、給与制度の総合的見直しを勧告した。

本委員会としては、地方公務員法に定める情勢適応の原則、均衡の原則等の給与決定の諸原則に則り、従来、職員の給与制度については、国家公務員の給与制度に準ずることを基本としてきたところであることから、人事院の給与制度の総合的見直しの内容等を踏まえ、次のように取り扱うことが適当であるとする。

なお、給与制度の総合的見直し後、職種別民間給与実態調査の結果等に基づく公民給与の較差については、給料表の水準調整等を含め所要の検討を行うこととする。

### (1) 給料表等

給料表（教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。）については、人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。

行政職給料表6級以上及びこれに相当する職員の給料月額の高額措置については、廃止することとする。

### (2) 地域手当

地域手当については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

### (3) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額及び加算額については、人事院勧告に準じて改定する必要がある。

### (4) 管理職員特別勤務手当

管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日以外の午前0時以降の深夜に勤務した場合には、人事院勧告に準じて管理職員特別勤務手当を支給する必要がある。

### (5) 実施スケジュール等

今回の給与制度の総合的見直しが、給料表の水準の引き下げを伴う見直しであり、職員の生活への影響を考慮すれば、経過措置を設けて段階的に実施していく必要がある。

新たな給料表は、平成27年4月1日から施行することとし、同日にすべての職員の給料月額を新給料月額に切り替える。給料表の切替後の経過措置については、激変緩和を図るため、人事院勧告に準じて、実施することが適当である。

地域手当及び単身赴任手当については、平成27年度から段階的に実施することとし、実施の方法については人事院勧告の経過措置に準ずる必要がある。

## 3 公務運営に関する課題について

### (1) 勤務環境の整備

#### ア 年間総実勤務時間の短縮

年間総実勤務時間の短縮については、職員の心身の健康保持、公務能率の向上及びワーク・ライフ・バランスを図るうえで重要な課題であり、本委員会では従来からその必要性を指摘してきたところである。

各任命権者においては、これまで年間総実勤務時間数の縮減に努めてきたところであるが、昨年の一人あたり年間総実勤務時間数は前年度から横ばい若しくは増加している状況にあるほか、一部の部署では依然として長時間の時間外勤務が生じている状況が見受けられる。

このことから、各任命権者は、時間外勤務が生じる要因を調査・分析した上で、これまでの取組を検証し、各職場における業務の更なる効率化や繁忙期における業務支援等平準化に取り組むほか、新規事業における要員の確保等業務実態に応じた適正な人員配置を行うとともに、引き続き、定時退庁の奨励等の取組及び年次有給休暇等を取得しやすい職場環境づくりを推進する必要がある。

また、各任命権者は、職員の健康管理等の見地から、出勤（勤務）時間の正確な把握や、宿日直等の勤務体制及び休憩時間の付与等について、適切な管理に努める必要がある。

現在、運用されている勤務管理システムは、ICカード等により職員の出勤時間や休暇承認の手続き等の事務処理を行うものであるが、職員の勤務状況を把握し、時間外勤務の縮減等適正な勤務管理を行うための有効な手段となることから、未導入の所属等においても、導入に向けて検討する必要がある。

#### イ 仕事と家庭の両立支援の推進

職員一人一人が公務においてその能力を十分に発揮するためには、仕事と家庭における育児や介護の両立が図られていることが重要である。

育児に関する支援については、各任命権者において特定事業主行動計画に基づき取り組んでいるところであるが、男性職員の育児休業等の取得率は十分とは言えない状況にある。

また、介護については、職員の介護休暇の取得実績は、ここ数年間大きな変化はないものの、今後は、高齢化の進展に伴い介護休暇の取得者の増加や介護期間の長期化も見込まれるところである。

各任命権者にあつては、仕事と育児や介護が両立できるよう、支援制度の周知徹底を図り、育児休暇や介護休暇等が取得しやすい職場環境づくりに積極的に取り組む必要がある。

#### ウ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理については、健康の保持・増進の観点のもとより、公務遂行能率の維持向上という観点からも重要な課題である。

特に、一部の任命権者においては、心の健康の問題による休職者が病気休職者全体の7割を超える等、心の健康づくり対策が課題となっている。

各任命権者においては、「心の健康づくり計画」等に基づき、メンタルヘルスクエアを推進するための教育研修や情報提供、職場の人間関係を含む職場環境等の把握と改善、メンタルヘルス不調に対する早期の対応等に取り組んできたところであるが、引き続き、組織的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

また、心の健康の問題により休職した職員を対象とした復職試行制度や勤務軽減措置については、これまでの取組を検証し、更なる充実を図るとともに、再発防止策にも取り組む必要がある。

法令で義務づけられている長時間の時間外勤務を行った職員を対象とした医師の面接指導については、各任命権者において実施率が低い状況にあることから、改善に取り組む必要がある。

パワー・ハラスメントについては、職権などを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて職員の人格や尊厳を侵害する行為であり、勤務意欲の低下や職場環境の悪化等の要因となり得るだけでなく、職員の心の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得ることから、各任命権者においては、研修等による意識啓発や相談窓口の周知等、引き続き、発生防止や相談体制の充実に取り組むとともに、良好な職場環境の整備に努める必要がある。

#### (2) 人事評価制度の整備

人事評価制度は、職員の業務実績及び能力を的確に把握した上で、その評価を行うことにより、人事管理の厳正かつ公正な実施を図り、もって職員の人材育成及び組織の活性化に資することを目的としている。

本県では、知事部局において平成18年度に管理職層を対象に人事評価制度が導入され、平成25年度から全職員を対象に本格的に実施されたところであり、他の任命権者においても同制度の導入、試行等が行われている。

人事評価制度を公正かつ円滑に機能させるためには、評価者研修の充実等による評価能力の向上を図るとともに評価者と被評価者との相談、指導、助言や被評価者に対する研修等を通じて、評価制度の趣旨、目的が十分に共有されるよう努めていくことが重要である。

また、平成26年5月の地方公務員法の一部改正により人事評価を任用、給与及び分限の基礎とすることが明確化されたところであるが、本県では、法改正前から人事評価制度を導入して

きたところであるものの、評価結果の任用、給与等への反映は一部に止まっている。

各任命権者においては、これらの経緯を踏まえ速やかに人事評価制度の確立を図るとともに、その評価結果を適切に任用、給与及び分限等に反映させていく必要がある。

(3) 多様な人材の確保及び育成

複雑多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する多様な人材を確保し、育成していくことが重要である。

本委員会は、任命権者の求める多様な人材の確保に向け、これまで、試験区分の新設や試験実施方法等の見直しを行ってきたところである。

一方で、平成25年度以降、一部の技術系職種の採用において、大幅な増員に伴い、合格者数の確保が容易でない事態が発生している。

本委員会としても引き続き、受験者募集の周知方法、任期付職員採用等も含めた、職員採用方法について検討を行うこととするが、各任命権者にあつては職種毎の中長期的人員配置の考えのもと年度毎の職員採用数の平準化に努める必要がある。

人材育成については、高い問題意識をもち、問題解決に向けて責任を持って仕事をやり遂げられる職員の育成が求められていることから、各任命権者においては、人材育成基本方針に基づき、自己啓発による人材育成を基本に、職場研修、部局研修、研修所研修及び派遣研修などを通して職員の職務遂行能力向上に努めることが重要である。

また、女性職員の登用については、第4次沖縄県男女共同参画プランの目標である平成28年度までに管理職を10%とする目標の実現などに取り組み、女性が活躍できるよう、計画的、積極的な登用及び職域拡大等による育成を図る必要がある。

(4) 雇用と年金の接続

人事院は、今年度の報告で、平成28年度からの年金支給開始年齢の62歳引き上げに伴う諸課題を示すとともに、民間企業の退職管理等の実情、定年前も含めた人事管理全体の取組状況等を詳細に把握のうえ、適切な制度が整備されるよう、積極的に取り組むとしている。

本県においても、各任命権者において、雇用と年金の接続に係る諸課題の検討がなされているところであるが、定年退職する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、その職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を生かせる職務への配置に努める必要がある。

また、今後は年金支給開始年齢引き上げに伴い、管理職も含め再任用希望者の増加が見込まれることから、その能力と経験の有効活用についても併せて検討する必要がある。

これらの検討にあたっては、県民福祉の向上や行政サービスの拡充に繋がるよう留意するとともに、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視しながら、中長期的人員配置を見据えた組織体制、給与等のあり方の諸課題を検討していく必要がある。

(5) 服務規律の徹底

職員は、県行政を推進していくにあたり、職員一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、県民の信頼を失墜しないよう努める必要がある。

本委員会においては、これまでも県民の職員への信頼が県行政を推進する上での基盤になるとの認識のもと、職員の服務規律の徹底について言及してきたところである。

今般、管理職にある者が不祥事を惹起し、県行政や県民の信頼を揺るがす事態となった。

各任命権者においては、服務規律の徹底を図るため、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、あらためてこれまでの取組を検証し、法令遵守、綱紀の保持に万全を期し、県民の信頼の回復に努めていくことが重要である。

勸告

1 平成26年4月の公民の給与較差に基づく給与改定

(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

ア 給料表

勸告通り実施  
(ただし、2  
の(4)のイの  
(ア)について

|   |   |
|---|---|
| <p>現行の給料表を別記第1（省略）のとおり改定すること。</p> <p>イ 諸手当</p> <p>(ア) 初任給調整手当<br/>医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を412,200円とすること。</p> <p>(イ) 期末手当及び勤勉手当</p> <p>    a 平成26年12月期の支給割合</p> <p>        (a) (b)及び(c)以外の職員<br/>            勤勉手当の支給割合を0.825月分（再任用職員にあっては、0.375月分）とすること。</p> <p>        (b) 特定幹部職員<br/>            勤勉手当の支給割合を1.025月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。</p> <p>        (c) 大学の学長<br/>            期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p> <p>    b 平成27年6月期以降の支給割合</p> <p>        (a) (b)及び(c)以外の職員<br/>            6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.75月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.35月分）とすること。</p> <p>        (b) 特定幹部職員<br/>            6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.95月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.45月分）とすること。</p> <p>        (c) 大学の学長<br/>            6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。</p> <p>    (ウ) 身赴任手当<br/>            再任用職員に対して単身赴任手当を支給すること。</p> <p>(2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正</p> <p>    ア 給料表<br/>        現行の給料表を別記第2（省略）のとおり改定すること。</p> <p>    イ 期末手当</p> <p>        (ア) 平成26年12月期の支給割合<br/>            期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p> <p>        (イ) 平成27年6月期以降の支給割合<br/>            6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。</p> <p>(3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正</p> <p>    ア 給料表<br/>        現行の給料表を別記第3（省略）のとおり改定すること。</p> <p>    イ 特定任期付職員の期末手当</p> <p>        (ア) 平成26年12月期の支給割合<br/>            期末手当の支給割合を1.7月分とすること。</p> <p>        (イ) 平成27年6月期以降の支給割合<br/>            6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.55月分とすること。</p> <p>(4) 改定の実施時期<br/>    この改定は、平成26年4月1日から実施すること。<br/>    ただし、(1)のイの(イ)のa、(2)のイの(ア)及び(3)のイの(ア)については、平成26年12月1日から、(1)のイの(イ)のb及び(ウ)、(2)のイの(イ)並びに(3)のイの(イ)については平成27年4月1日から実施すること。</p> <p>2 給与制度の総合的見直しのための給与改定</p> <p>(1) 沖縄県職員の給与に関する条例の改正</p> <p>    ア 給料表<br/>        1の(1)のアによる改定後の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第4（省略）のとおり改定すること。</p> <p>    イ 行政職給料表6級以上の職員の給料月額等<br/>        沖縄県職員の給与に関する条例附則第10項から第13項までの規定による行政職給料表6級以上及びこれに相当する職務の級の職員の給料月額等の減額支給等の期間を、平成30年3月31日までの間とすること。</p> <p>    ウ 諸手当</p> <p>        (ア) 地域手当<br/>            a 地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応</p> | <p>は、平成27年4月1日に、平成26年度改定給料表により昇給したと仮定した額と同日からの新たな給料月額との差額を支給)</p> |
|---|---|

じ、それぞれ次に定める割合とすること。

- (a) 1級地 100分の20
- (b) 2級地 100分の16
- (c) 3級地 100分の15
- (d) 4級地 100分の12
- (e) 5級地 100分の10
- (f) 6級地 100分の6
- (g) 7級地 100分の3

b 医師及び歯科医師に係る特例

地域手当の支給割合を、当分の間、100分の16とすること。

(イ) 単身赴任手当

単身赴任手当の基礎額を月額30,000円とし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度を月額70,000円とすること。

(ウ) 管理職員特別勤務手当

a 管理職員又は大学の学長が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第3条（同条第2項を除く。）及び第7条の規定に基づく週休日又は休日以外の日（午前0時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

b aの管理職員特別勤務手当の額は、aによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

1の(2)のアによる改定後の給料表を別記第5（省略）のとおり改定すること。

(3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

1の(3)のアによる改定後の給料表（特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)を除く。）を別記第6（省略）のとおり改定すること。

(4) 改定の実施時期等

ア 改定の実施時期

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。

イ 経過措置

(ア) 平成30年3月31日までの間における差額の支給

a 改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

b 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（aの職員を除く。）について、aによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、aに準じて、給料を支給すること。

c 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮してa又はbによる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、a又はbに準じて給料を支給すること。

(イ) 地域手当の支給割合の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、(1)のウの(ア)のa中「次に定める割合」とあるのは「次に定める割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とし、(1)のウの(ア)のb中「100分の16」とあるのは「100分の16を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

(ウ) 単身赴任手当の基礎額の月額の特例措置

平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の基礎額の月額については、(1)のウの(イ)中「30,000円」とあるのは「30,000円を超えない範囲内で人

|  |  |  |
|--|--|--|
|  | 事委員会規則で定める額」とすること。<br>(エ) その他の所要措置<br>(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、この改定に伴い、<br>所要の措置を講ずること。 |  |
|--|--|--|

### 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法(昭和25年法律261号)第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

#### 勤務条件に関する措置の要求の状況(平成26年度)

| 区分                    | 前年度末現在<br>未処理件数 | 措置要求件数   | 処理件数     | 前年度末現在           | 今年度の措置          | 年度末現在    |
|-----------------------|-----------------|----------|----------|------------------|-----------------|----------|
|                       |                 |          |          | 未処理件数に<br>係る処理件数 | 要求件数に係<br>る処理件数 |          |
| 県<br><br>分            | 給与              | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
|                       | 勤務時間            | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
|                       | 休暇              | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
|                       | その他             | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
|                       | 計               | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
| 市<br>町<br>村<br>等<br>分 | 給与              | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
|                       | 勤務時間            | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
|                       | 休暇              | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
|                       | その他             | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
|                       | 計               | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |
| 合計                    | 0<br>(0)        | 0<br>(0) | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)        | 0<br>(0) |

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理(却下)としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法(昭和25年法律261号)50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

不利益処分に関する不服申立ての状況（平成26年度）

| 区 分                   | 前年度末現在<br>未 処 理 件 数 | 不服申立て<br>件 数 | 処 理 件 数  | 前年度末現在           | 今年度の不服           | 年度末現在    |          |
|-----------------------|---------------------|--------------|----------|------------------|------------------|----------|----------|
|                       |                     |              |          | 未処理件数に<br>係る処理件数 | 申立て件数に<br>係る処理件数 |          | 未処理件数    |
| 県<br><br>分            | 分限処分                | 0<br>(0)     | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                       | 懲戒処分                | 0<br>(0)     | 2<br>(2) | 1<br>(1)         | 0<br>(0)         | 1<br>(1) | 1<br>(1) |
|                       | 転 任                 | 0<br>(0)     | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                       | そ の 他               | 1<br>(1)     | 0<br>(0) | 1<br>(1)         | 1<br>(1)         | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                       | 計                   | 1<br>(1)     | 2<br>(2) | 2<br>(2)         | 1<br>(1)         | 1<br>(1) | 1<br>(1) |
| 市<br>町<br>村<br>等<br>分 | 分限処分                | 0<br>(0)     | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                       | 懲戒処分                | 1<br>(1)     | 1<br>(1) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 0<br>(0) | 2<br>(2) |
|                       | 転 任                 | 0<br>(0)     | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                       | そ の 他               | 0<br>(0)     | 0<br>(0) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 0<br>(0) | 0<br>(0) |
|                       | 計                   | 1<br>(1)     | 1<br>(1) | 0<br>(0)         | 0<br>(0)         | 0<br>(0) | 2<br>(2) |
| 合 計                   | 2<br>(2)            | 3<br>(3)     | 2<br>(2) | 1<br>(1)         | 1<br>(1)         | 3<br>(3) |          |

- 備考
- 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
  - 2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたもの全ての件数である。
  - 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
  - 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。